

(案)

基本計画部会

第1ワーキンググループ報告書  
(資料編)

平成20年7月28日

基本計画部会第1ワーキンググループ

# 目 次

## 趣旨及びWGの検討課題関係

資料 1	基本計画第 1 ワーキンググループ 構成員名簿	1
資料 2	基本計画第 1 ワーキンググループ会合 開催実績	2

## 公的統計整備の考え方（スキーム・基準関係）関係

### 1 統計ニーズの把握方法

資料 3	諸外国における統計ニーズの把握方法	3
------	-------------------	---

### 2 基幹統計の指定等の基準の明確化

資料 4 - 1	基幹統計の概要	10
資料 4 - 2	指定統計に係る指定準則案検討経緯	13

### 3 統計調査の見直し・効率化の考え方、統計の評価

資料 5 - 1	統計調査の整理合理化に関する取組状況	15
資料 5 - 2	IMF データ品質フレームワーク	20

### 4 統計基準の設定

資料 6 - 1	標準統計分類の概要	27
資料 6 - 2	主要な国際標準統計分類の概要	28
資料 6 - 3	季節調整法関係	29
資料 6 - 4	指数の基準等の更新	31

## 統計リソースの確保・有効活用等関係

### 1 統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用

資料 7 - 1	府省別統計関係予算額の推移	32
資料 7 - 2	府省別統計担当職員数の推移	33
資料 7 - 3	主要国における統計機関の機能と組織	34
資料 7 - 4	平成18年度以降の定員管理について	35

### 2 実査体制（統計専任職員等）

資料 8 - 1	国の統計調査における調査の流れ図（指定統計調査）	37
資料 8 - 2	統計専任職員費制度について（概要）	38
資料 8 - 3	市町村統計機構	43
資料 8 - 4	統計調査員制度の概要	45
資料 8 - 5	登録調査員確保対策事業の概要	48

### 3 統計職員等の人材の育成・確保

資料9 - 1 最近の公務員制度改革と統計人材の確保・育成について . . . . . 5 1

資料9 - 2 平成20年度 統計研修課程一覧 . . . . . 5 5

### 4 研究開発の推進と関係機関等（学界等）との連携強化

資料10 - 1 政府統計に関する研究及び教育の方策に関して . . . . . 5 6

資料10 - 2 「官」と「学」との新たな連携のあり方について . . . . . 5 7

### 5 統計の中立性

資料11 IMF 特別データ公表基準ガイド（抜粋） . . . . . 5 9

## 基本計画部会第1ワーキンググループ 構成員名簿

(50音順・敬称略・座長)

- |        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 伊藤 章   | 株式会社荏原製作所取締役執行役員<br>技術・研究開発統括部長 |
| 大橋 正   | 財団法人厚生統計協会事務局次長兼総務部長            |
| 大守 隆   | 日本計画行政学会常務理事(統計委員会委員)           |
| 須々木 亘平 | 東京都下水道サービス株式会社専務取締役             |
| 竹村 彰通  | 東京大学情報理工学系研究科教授                 |
| 永山 貞則  | 日本統計協会顧問                        |
| 森 博美   | 法政大学経済学部教授                      |
| 山本 領   | 財団法人全国米穀取引・価格形成センター副会長          |
| 美添 泰人  | 青山学院大学経済学部教授(統計委員会委員)           |

- 第1回** 2月5日(火) 14:00～16:00  
(主な議題)・統計整備の考え方関係  
・統計リソースの有効活用等関係
- 第2回** 2月26日(火) 14:00～16:00  
(主な議題)・諸外国における主要な統計について  
・有識者ヒアリング(島村史郎氏(icons 国際協力株式会社相談役))  
・基幹統計の考え方について
- 第3回** 3月7日(金) 14:00～16:00  
(主な議題)・地方公共団体からのヒアリング(福岡市統計調査課長)  
・有識者ヒアリング(須々木委員)
- 第4回** 3月26日(水) 14:00～16:00  
(主な議題)・統計ニーズの把握方法について  
・基幹統計の指定基準の明確化について
- 第5回** 4月7日(月) 15:00～17:00  
(主な議題)・統計調査の整理合理化の考え方について  
・統計の評価について  
・統計基準の設定について
- 第6回** 4月21日(月) 15:00～17:00  
(主な議題)・統計リソースの在り方、有効活用等について  
・統計職員等の人材の育成・確保について
- 第7回** 5月9日(金) 15:00～17:00  
(主な議題)・実査体制(統計専任職員等)について  
・関係機関等(地方、学会等)との連携について  
・統計機関の独立性、中立性について
- 第8回** 5月19日(月) 15:00～17:00  
(主な議題)・統計ニーズの把握方法について  
・基幹統計の指定基準の明確化について  
・統計調査の見直し、効率化の考え方について  
・統計の評価について
- 第9回** 6月6日(金) 15:00～17:10  
(主な議題)・統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用について  
・統計職員等の人材の育成・確保について  
・関係機関等(地方、学会等)との連携強化
- 第10回** 6月20日(金) 15:00～17:30  
(主な議題)・実査体制(地方専任職員等)について  
・統計基準の設定について
- 第11回** 7月7日(月) 15:00～18:00  
(主な議題)・統計の中立性等について  
・部会報告の審議について
- 第12回** 7月22日(火) 14:00～17:30  
(主な議題)・報告書案の審議について
- 第13回** 7月28日(月) 15:00～18:00  
(主な議題)・報告書案の審議について

## 諸外国における統計ニーズの把握方法

第 1 WG

	アメリカ	オーストラリア	イギリス	フランス	フィンランド
統計ニーズの把握方法	<p>(参考)</p> <p>National Academy of Science (NAS)は、1863年リンカーン大統領の署名により民間の非営利団体として設立され、政府の要請に応じて人文・科学に関する調査、審査、実験及び報告することを義務付けられている。</p> <p>NASの下には、国内統計に関する委員会 (Committee on National Statistics: CNSTAT)が設置され、公共政策決定の基となる統計情報及び方法の改善のための活動を通じ、重要な国内課題の理解の促進に寄与している。</p>	<p>豪州統計局は、諮問委員会（法定）の他、各種利用者団体との会議を開催している。</p> <p>利用者団体には、各省庁、州政府、アカデミー、経済界、市民団体、関連団体が入っている。その他にも、個別に利用者との会議があり、統計関連について議論されるワークショップ、フォーラムなどに参加</p>	<p>政府統計機構（GSS：各省及び各機関の統計部から成る組織）は、統計顧問会議及び顧問グループを通じてニーズを把握</p>	<p>国立統計経済研究所（INSEE）は、国家統計情報審議会（CNIS）を通じてニーズを把握</p>	<p>フィンランド統計局は、各省との会議により省庁ニーズを把握する他、科学技術、マスコミなどのグループとの会議を通じて把握</p>

<p>ユーザーグループ及びそれらのグループとの定期的な会合</p> <p>・ 定期会合の有無</p> <p>・ 会合名、主催機関及び開催頻度</p>		<p>・ <b>豪州統計諮問委員会 (ASAC: 豪州統計局法により設置)</b></p> <p>・ ASAC は、年 2 回 (5/6 月及び 11 月) に定期会合有り。事務局は豪州統計局</p> <p>・ 統計の分野ごとに国レベルで 64 団体、州レベルで 16 団体の利用者グループがある。(別紙 1 参照)</p> <p>・ 各種、利用者グループは年 2 回程度会合がある。</p>	<p>・ <b>統計顧問会議</b></p> <p>政府統計機構 (GSS: 各省及び各機関の統計部から成る組織) に設置されている統計作成者とユーザーの公式の意見交換の場</p> <p>・ 上記の顧問会議の他、任意団体である <b>顧問グループ (Advisory Group)</b> が約 50 ある。(別紙 2 参照)</p>	<p>・ <b>国家統計情報審議会(CNIS)</b></p> <p>本会議は年 1 回開催。この下に分野別等の 13 のタスクフォースがあり、これは年に 1, 2 回開催。年に 2 つの合同会議が開催される(社会タスクフォースと経済タスクフォース)。この他にアドホックにワーキンググループが開催される。</p>	<p>以下の常設の諮問会議 (advisory groups) :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フィンランド官庁統計諮問会議 (政府内での調整機構)</li> <li>・ フィンランド統計局諮問会議 (省庁がメンバー、年 1,2 回開催、)</li> <li>・ 科学技術諮問会議( 大学、研究機関等がメンバー、年 2 回開催 )</li> <li>・ 統計図書館諮問会議</li> <li>・ EU 事項に関する官庁統計協力会議</li> <li>・ フィンランド銀行協力会合</li> <li>・ 地方公共団体との協力会合</li> <li>・ フィンランド経済界・産業組合との協力会合( 雇 用者グループ等、年 5,6 回開催 )</li> <li>・ マスコミとの会合( 編集 長、経済ジャーナリスト 等可変、年 5,6 回開催 )</li> <li>・ 顧客との会合</li> <li>・ 情報提供機関との会合</li> </ul>
--	--	--	---	--	--

					・その他一般国民とインターネット等を通じて)
・会合のメンバー		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ASAC：豪州統計官並びに大臣が任命する議長(任期5年、再任可)及び10名以上22名以内の委員(任期3年以内、再任可)</li> <li>・ 各種利用者団体(分野別など)には、各省庁、州政府、アカデミー、経済界、市民団体、関連団体が入っている。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CNISのメンバーは、国会議員、省庁、産業界、労働組合、非営利団体、コミュニティーグループ代表、科学界、有識者など約100名のメンバーお呼び50名の代理(alternate)で構成。本会議のメンバーはタスクフォースに参加できる。</li> </ul>	
・会合の所掌,権限		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ASAC：豪州国内で公共目的のために提供される統計サービスの改善、年間の及び長期的な作業優先順位及び作業プログラムであって上記統計サービスの提供の主な諸側面との関連で採用すべきもの、統計サービス全般に関連する事項、について大臣、豪州統計官に助言できる。(豪州統計局法第18条第1項)</li> <li>・ ASACや各種利用者団体は豪州統計局が提案した統</li> </ul>		<p>CNISは次の問題を論議し、それらの意見を公表する。:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統計的情報処理体系の現状及び改善点</li> <li>・ 統計プログラム及びそれらを広める方法</li> <li>・ 公的機関により提供される統計手法に必要な改善</li> <li>・ 主要な社会経済分類の設計、改正及び更新</li> <li>・ 経済・社会データベースの内容、アクセス方法、価格設定の基準</li> </ul> <p>また、CNISは年次プログラ</p>	



		計関連事項に対してアドバイスを行なう。その後統計局が実行に反映する。		ムに意見を出し、中期的提言を作成する。(INSEE HP より)	
その他		ASAC の 2007/08 年の課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯調査プログラム、特に国民の福祉を支援する調査</li> <li>・環境統計プログラムの更なる開発</li> <li>・都市及び地域統計</li> <li>・統計のリーダーシップ及び国家統計システムの更なる開発</li> </ul>			

## 別紙1 オーストラリアの統計利用者グループ

国レベルのグループ（64 団体）		州レベルのグループ（16 団体）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・成人識字能力及びライフスキル調査グループ</li> <li>・オーストラリア及び国際障害データに関する顧問委員会</li> <li>・アボリジニー及びトレス海峡島民統計に関する顧問グループ</li> <li>・農業統計利用者フォーラム</li> <li>・オーストラリア、ニュージージーランド人口ワークショップ</li> <li>・オーストラリア及びニュージージーランド標準職業分類グループ</li> <li>・オーストラリア統計局 - 税務署/ILVA 連絡委員会</li> <li>・オーストラリア統計局 - 産業・観光・資源省/ILVA 連絡委員会</li> <li>・オーストラリア政府統計フォーラム</li> <li>・オーストラリア観光常任委員会</li> <li>・バイオテクノロジー統計利用者グループ</li> <li>・ビジネス長期データベース外部顧問グループ</li> <li>・環境エネルギー統計センター顧問委員会               <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー統計ディスカッショングループ</li> <li>・土地及び天然資源管理統計利用者グループ</li> <li>・水統計利用者グループ</li> </ul> </li> <li>・育児及び早期教育調査グループ</li> <li>・児童及び青少年統計顧問グループ</li> <li>・文科省統計ワーキンググループ</li> <li>・人口動態統計顧問グループ</li> <li>・経済統計利用者グループ</li> <li>・教育及び研修統計顧問グループ</li> <li>・家族統計顧問グループ</li> <li>・一般社会調査グループ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メッシュブロック運営委員会</li> <li>・手法論顧問グループ</li> <li>・移民統計グループ</li> <li>・鉱業利用者顧問グループ</li> <li>・アボリジニー及びトレス海峡島民の健康情報及びデータに関する顧問グループ</li> <li>・高齢化統計顧問グループ</li> <li>・住宅情報委員会</li> <li>・地域サービス情報管理グループ</li> <li>・改善サービス統計顧問グループ</li> <li>・犯罪統計顧問グループ</li> <li>・刑事裁判統計顧問グループ</li> <li>・データネットワーク暫定統治委員会</li> <li>・保健情報グループ統計情報委員会</li> <li>・保健情報管理主要委員会</li> <li>・乗客カードデータ利用者グループ</li> <li>・乗客カード運営グループ</li> <li>・個人安全調査顧問グループ</li> <li>・人口推計テクニカルワークショップ</li> <li>・人口保健情報開発グループ</li> <li>・私立病院統計利用者グループ</li> <li>・生産性測定グループ</li> <li>・研究開発統計利用者フォーラム</li> <li>・地方及び地域統計顧問グループ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済社会統計コンサルタントグループ (西オーストラリア州)</li> <li>・情報開発運営委員会 (オーストラリア首都特別区)</li> <li>・情報技術グループ (ヴィクトリア州)</li> <li>・北部地域政府センサス運営委員会</li> <li>・北部地域政府統計プライオリティ顧問委員会</li> <li>・北部地域統計連絡委員会</li> <li>・人口知能ワーキンググループ (北部地域)</li> <li>・クイーンズランド州統計顧問委員会</li> <li>・社会統計コンサルタントグループ (西オーストラリア州)</li> <li>・州統計フォーラム (全州及び地域)</li> <li>・州統計プライオリティ委員会 (南オーストラリア)</li> <li>・統計調整及び利用者フォーラム (ニューサウスウェールズ州)</li> <li>・統計政策委員会 (タスマニア州)</li> <li>・統計政策委員会 (西オーストラリア州)</li> <li>・タスマニア統計顧問委員会</li> <li>・ヴィクトリア州統計顧問フォーラム</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健データ標準委員会</li> <li>・保健統計情報委員会</li> <li>・保健統計顧問グループ</li> <li>・家計収支統計利用者顧問グループ</li> <li>・情報通信技術統計グループ</li> <li>・イノベーション調査技術グループ</li> <li>・産業関連統計利用者グループ</li> <li>・国際勘定グループ</li> <li>・サービスに関する国際貿易利用者グループ</li> <li>・労働統計顧問グループ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レクリエーション及びスポーツ研究グループに関する常任委員会</li> <li>・州勘定利用者グループ</li> <li>・統計クリアリングハウス利用者グループ</li> <li>・連邦及び州のサービス提供のビューに関する運営委員会</li> <li>・犯罪及び司法情報開発計画のための運営委員会</li> <li>・障害高齢化及び介護者の調査に関する顧問グループ</li> <li>・メンタルヘルス及び福祉調査グループ</li> <li>・観光研究委員会</li> <li>・運輸統計利用者グループ</li> <li>・ウェブサイト顧問グループ</li> </ul>	
---	---	--

## 別紙2 イギリスの統計利用者グループ

利用者グループ	2011年センサス顧問グループ	ONS 地理顧問グループ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス統計利用者グループ</li> <li>・建設統計利用者グループ</li> <li>・刑事司法統計フォーラム</li> <li>・人口統計利用者グループ</li> <li>・障害者統計利用者グループ</li> <li>・教育及び研修統計利用者グループ</li> <li>・金融統計利用者グループ</li> <li>・ジェンダー統計利用者グループ</li> <li>・保健統計利用者グループ</li> <li>・住宅統計利用者グループ</li> <li>・国際貿易統計利用者グループ</li> <li>・労働市場統計利用者グループ</li> <li>・国民経済計算利用者グループ</li> <li>・運輸統計利用者グループ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央及び地方政府情報パートナーシップ・センサス・サブグループ（地方政府利用者）</li> <li>・省庁顧問グループ（中央政府利用者）</li> <li>・保健サービス顧問グループ（国家保健サービス利用者）</li> <li>・ビジネス及び専門的関心分野顧問グループ （民間部門利用者）</li> <li>・学術顧問グループ合同センサス作業サブグループ （学術コミュニティ利用者）</li> <li>・多様性顧問グループ （特別な関心事を代表するグループ）</li> <li>・ウェールズ州センサス顧問グループ</li> </ul>	<p style="text-align: center;">-</p>

## 基幹統計の概要

### 行政機関が作成する統計の中で特に重要な統計 (公的統計の中核となるもの)

- 国勢統計 (第 2 条第 4 項第 1 号、第 5 条)
- 国民経済計算 (同項第 2 号、第 6 条)
- その他総務大臣が指定した統計 (同項第 3 号、第 7 条)

### 基幹統計の特徴

#### 作成方法に関わらない共通の特徴

- ・ 作成した統計の公表義務 (第 8 条第 1 項)
- ・ 統計の公表期日及び公表方法についての事前公表義務 (第 8 条第 2 項)
- ・ 関係者への協力要請 (第 29 条第 2 項、第 30 条、第 31 条)
- ・ 罰則 (公表期日前に結果を漏洩する行為 : 第 58 条、改ざん行為 : 第 60 条)

#### 統計調査により作成する場合 (基幹統計調査)

- ・ 調査実施について、総務大臣が事前承認 (第 9 条 ~ 第 11 条)
- ・ 総務大臣からの変更・中止要求 (第 12 条)
- ・ 報告義務の賦課 (第 13 条)
- ・ 統計調査員の設置 (第 14 条)
- ・ 立入検査等の実施 (第 15 条)
- ・ 地方公共団体への事務の委託 (第 16 条)
- ・ かたり調査の禁止 (第 17 条)
- ・ 罰則 (かたり調査禁止違反 : 第 57 条、報告妨害 : 第 60 条、報告義務違反 : 第 61 条、立入検査妨害等 : 第 61 条)

このほか、周期調査 (1 年を超えるもの) については、予算の特別枠 (シーリング外) として扱われるほか、基幹統計調査の重要性を理由に、調査への協力を求めやすい。

#### 統計調査以外の方法により作成する場合

- ・ 作成方法についてあらかじめ総務大臣に通知 (第 26 条第 1 項)
- ・ 作成方法を改善する必要があると認められた場合、統計委員会の意見を聴いた上で総務大臣が意見表明 (第 26 条第 2 項)

統計の精度向上へのインセンティブが積極的に働くことが考えられる。

# 基幹統計

国勢統計

国民経済計算

行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

- ・ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
- ・ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
- ・ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

## 統計調査によって作成される基幹統計

基幹統計調査 (= 基幹統計の作成を目的とする統計調査)

基幹統計の指定が行われれば、当該基幹統計の作成を目的とする統計調査は自動的に基幹統計調査となる。複数の基幹統計調査から一つの基幹統計が作成されることもありうる。

## 統計調査以外の方法によって作成される基幹統計

行政記録情報を集計して作成 (業務統計)

他の既存統計の加工により作成 (加工統計)

統計調査と統計調査以外の方法とが混在することもありうる。

## 統計法（平成十九年法律第五十三号）

（定義）

### 第二条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

- 一 第五条第一項に規定する国勢統計
- 二 第六条第一項に規定する国民経済計算
- 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
  - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
  - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
  - ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

指定統計に係る指定準則案の検討経緯  
(旧統計法制定時の議論)

資料4 - 2

○ 旧統計委員会では、指定準則案の策定を目指したが、共通の尺度が見出しにくいとの結論から放棄。

指定統計指定準則案 (昭和22年1月30日)	指定統計指定準則案 (昭和22年2月7日)	案の相違点
<p>第一 一般方針</p> <p><u>正確なる統計調査を促進し国の統計体系を漸進的に整備することを指定の一般方針とすること。</u></p> <p>第二 指定統計の条件</p> <p>指定統計は次の各号のいづれかに該当するものであって調査実施者が調査を行ふに<u>適切なる組織を有するものであることを必要とする。</u></p> <p>(1) <u>基礎統計</u>を作製するために行はれる<u>全国的又は重要地域</u>に付てなされる統計調査</p> <p>(2) 広く<u>申告義務</u>を課し本法によることを必要とする統計調査</p> <p>(3) 前二号の調査の準備のために行ふ<u>サンプル調査</u>で本法によることが必要なる統計調査</p> <p>(4) 業務上の必要に基き蒐集せられた資料を集計して作製せられる<u>業務統計のうち国の統計体系に於て重要な部分</u>となる統計</p> <p>(5) <u>任意報告</u>に基いて作製せられる統計で国の統計体系に於て<u>重要な部分</u>となる統計</p>	<p>第一 一般方針</p> <p><u>正確なる統計調査を促進し国の統計体系を漸進的に整備することを指定の一般方針とすること。</u></p> <p>第二 指定統計の条件</p> <p>指定統計は次の各号のいづれかに該当するものであって調査実施者が調査を行ふに<u>適切なる組織を有するものであることを必要とする。</u></p> <p>(1) 基本的統計を作製するために<u>全国的又は重要地域</u>に付て行う統計調査</p> <p>(2) 統計法第五条による<u>申告義務</u>を課することを必要とする統計調査</p> <p>(3) 前二号の調査の準備のために行ふ<u>サンプル調査</u>で<u>統計法を適用</u>することを<u>適当</u>とする統計調査</p> <p>(4) <u>業務統計のうち国の統計体系に於て重要な位置</u>をしめる調査統計</p>	<p>第二(5) 削除</p>
(注)「日本統計制度再建史」に基づき作成。		

(旧)統計委員会が審議において準拠した一応の基準

「その統計が国及び地方公共団体にとって公的に重要であること、重複がないこと、一定の統計基準に従って他の指定統計との相互連関が保たれ、比較が可能であること、正確性が保証されるような作成過程となっているようなこと」

(注)「行政管理庁25年史」に基づき作成。



## 【参考】

### 指定統計指定準則案の検討に際しての意見等

#### 省庁間で認識が一致した点

- 調査の性格及びその範囲  
指定統計調査は、申告者の範囲が広範で、全国規模あるいは重要地域において実施する調査に限定すべき。

#### 省庁間で見解が別れた点

- 調査の周期性
  - ・ 一時的あるいは臨時に実施する調査も一定の条件を満足するものについては重要統計として指定すべき。
  - ・ 重要統計として指定するには、継続性（一定期間毎の定期的又は性質上回帰的なることが予想されるもの）を具備することが必要。
- 第一義・第二義統計、業務統計の取扱い
  - ・ 調査統計、業務統計のように必ずしも明確でない区分を持って指定の標準としないこと。
  - ・ 第一義統計と第二義統計（業務報告に基づく統計を含む。）との別は重要統計指定の基準として大いなる意義を認め得ない。第一義統計の中でも重要統計として指定する必要のないものも多い。第二義統計の中でも重要統計として指定する必要があるものが多い。
  - ・ 業務統計を如何なる程度迄重要統計に指定すべきかは、当該調査集計の目的、行政事務の内容等を十分に検討の上決定することを要する。
- その他
  - ・ 重要統計実施のための予備的サンプル調査は当分の間含ませないこと。

#### 結 論

指定統計の指定基準作成の試みは放棄され、指定対象は「統計に関する官民の学識経験者をもって委員とする統計委員会の指定するところに委ね、最も合理的にして実情に即した運用を期する」こととなった。

（注）「日本統計制度再建史」に基づき作成。

## 統計調査の整理合理化に関する取組状況

### 「統計行政の新たな展開方向」(抜粋)

平成 15 年 6 月 27 日

各府省統計主管部局長等会議申合せ

## 第 2 社会・経済の変化に対応した統計の整備

### 1 4 統計調査の整理合理化

#### <背景・現状>

国の統計調査については、それぞれの目的の相違はあるものの、經常調査、周期調査を含めて数多く存在している。一方、国民の価値観の多様化、プライバシー意識の高まりのほか、企業における調査負担の増大等により、世帯や企業の理解が得にくく、統計調査の円滑な実施に支障が生じている。

こうした中、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」において、「総務省及び関係府省は、平成 15 年度より、ニーズの乏しい統計を廃止するとともに、雇用や環境、新サービス産業や観光などの新成長分野等ニーズがある統計を抜本的に整備する」こととされている。

#### <基本方向>

上記閣議決定を受け、既存統計調査の見直しを行い、ニーズの乏しい統計調査を廃止するとともに、統計調査の簡素・合理化を推進する。

#### <具体的方策>

各府省は、総務省（統計基準部）が各府省と協議の上作成する指針に基づき、平成 15 年度から 3 か年から 5 か年の期間において、所管するすべての統計調査について計画的に見直しを行い、その結果を、毎年総務省（統計基準部）に報告する。

なお、経済センサス（仮称）に関連する大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化については、別途設けられる検討の場において、平成 17 年度中に結論を得る。

## 統計調査の整理合理化について

平成 16 年 5 月 31 日  
総務省統計局統計基準部  
改正 平成 17 年 8 月 15 日

「統計行政の新たな展開方向（平成 15 年 6 月 27 日各府省統計主管部局長等会議申合せ）において、「各府省は、総務省（統計基準部）が各府省と協議の上作成する指針に基づき、平成 15 年度から 3 か年から 5 か年の期間において、所管するすべての統計調査について計画的に見直しを行い、その結果を、毎年総務省（統計基準部）に報告する」こととされている。

このため、見直しを行う統計調査の範囲、見直しを行うに当たっての指針及び見直し結果の報告等について、下記のとおり定める。

### 記

#### 1 見直しを行う統計調査の範囲

見直しを行う統計調査の範囲は、各府省が所管する統計調査のうち、平成 15 年 4 月 1 日現在で継続して実施されているすべての統計調査（周期調査及び不定期調査を含む。以下「既存統計調査」という。）とする。

#### 2 統計調査の見直しの指針

統計調査の整理合理化を推進するため、各府省が既存統計調査の見直しを行うに当たっての指針は、次のとおりとする。

- (1) 社会・経済情勢の変化に伴いニーズの乏しくなった既存統計調査及び行政記録の活用等により必要性の乏しくなった既存統計調査については、廃止する。
- (2) 既存統計調査について、類似の統計調査がある場合には、それらを統合する。
- (3) 既存統計調査について、調査結果の利用に支障が生じない場合には、調査周期を延長する。
- (4) 既存統計調査について、他の統計調査の実施に伴う調査の休止、実施時期の調整等により、実施時期の適正化を図る。
- (5) 既存統計調査について、調査結果の精度に支障が生じない場合には、調査客体数を削減する。

- (6) 既存統計調査について、他の統計データが活用できる調査事項や調査結果の利用上の観点から必要性の乏しい調査事項がある場合には、当該調査事項を削減する。
- (7) 既存統計調査について、情報通信技術の活用、選択回答方式の採用等により、調査方法を改善する。

### 3 統計調査の見直し結果の報告等

- (1) 各府省は、毎年、別記様式 1 及び 2 により前年度の見直し結果を総務省（政策統括官（統計基準担当））に報告する。  
また、各府省は、初回の報告時に、別記様式 3 により所管する既存統計調査を総務省（政策統括官（統計基準担当））に報告する。
- (2) 総務省（政策統括官（統計基準担当））は、各府省から報告された見直し結果を取りまとめ、各府省統計主管部局長等会議に報告する。

表1 統計調査の見直し実績（平成15～18年度）

統計調査の種別	指定				承認				届出				計				
	15年度	16年度	17年度	18年度	15年度	16年度	17年度	18年度	15年度	16年度	17年度	18年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
見直し対象数	57				268				89				414				
見直し実施数	9	13	12	2	42	49	38	42	8	8	11	11	59	70	61	55	
見直し措置内容	廃止			1	1	2	8	7	6		1	3	3	2	9	11	10
	統合	1		1		1	7	2	3				3	2	7	3	6
	実施周期の延長			1			3	3	3			1			3	5	3
	実施時期の適正化		2			1		4						1	2	4	0
	調査客体数の削減	1		4	1	3	5	10	10					4	5	14	11
	調査事項の削減	4	3	6	2	23	23	10	23	4	4	5	1	31	30	21	26
	調査方法の改善	8	10	4	2	20	16	15	22	7	5	5	0	35	31	24	24
	その他の改善			3		1	2	2	7					1	2	5	7
合計	14	15	20	6	51	64	53	74	11	10	14	7	76	89	87	87	

(注1)見直し対象数とは、平成15年度から3か年から5か年の期間において見直しの対象となる統計調査数。

見直し実施数とは、各年度において見直し措置を実施した統計調査数。

(注2)見直し措置内容の件数は延べであるため、見直し実施数とは必ずしも一致しない。

表2 統計調査の見直し実績（各府省別）

統計調査の種別	指 定				承 認				届 出				計							
	対象数	見直し実施数				対象数	見直し実施数				対象数	見直し実施数				対象数	見直し実施数			
		15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
内閣府	-	-	-	-	-	10	1	5			1				11	1	5			
防衛施設庁	-	-	-	-	-	1					-	-	-		1					
総務省	14	2	2			16	4	3	2	5	10		2	2	0	40	6	7	6	5
法務省	-	-	-	-	-	1					12	2				13	2			
財務省	2		1	1		4		1			1					7		2	1	
文部科学省	4	1	3			11		2	2	1	14	1	1	4	3	29	2	6	9	4
厚生労働省	8	2	1	3		67	12	16	12	7	29	4	4	2	3	104	18	21	15	10
農林水産省	7	2	1	3	1	50	10	12	15	20	9			1	1	66	12	13	17	22
経済産業省	12	1	4	3		39	7	5	6	2	1			1	4	52	8	9	11	6
国土交通省	10	1	1	2	1	67	7	5		7	9			1		86	8	6	2	8
環境省	-	-	-	-	-	2	1		1		3	1	1			5	2	1	1	
合 計	57	9	13	12	2	268	42	49	38	42	89	8	8	11	11	414	59	70	62	55

## IMFデータ品質評価フレームワーク（DQAFの構成）

## 1 品質の前提条件（品質を支える法的・制度的環境等）

法的・制度的環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>統計の収集・処理・公表の責任の所在が明確か</li> <li>データ作成機関間のデータ共有及び調整が適切か</li> <li>データの機密性は保証され、統計目的のためか</li> <li>データ報告を確保するための法律等の措置があるか</li> </ul>
資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>スタッフ、設備等資源、資金は適切に確保されているか</li> <li>資源の効率的利用のための措置はとられているか</li> </ul>
関連性	<ul style="list-style-type: none"> <li>統計利用者のニーズのための既存統計の関連性及び利用の監視</li> </ul>
その他品質管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質に焦点を当てたプロセスが整備されているか</li> <li>作業のプロセスを監視するしくみはあるか</li> <li>統計プログラム立案にあたっての検討事項に対処するプロセスはあるか</li> </ul>

## 2 5つの次元

規範性の保証	ア 専門性	<ul style="list-style-type: none"> <li>統計が偏りなく公平に作成されているか</li> <li>元データ、統計技術の選択、公表は統計的な観点のみからなされるか</li> <li>統計機関が統計の誤用等に関して適切に対処する権限を持つか</li> </ul>
	イ 透明性	<ul style="list-style-type: none"> <li>統計作成のプロセス及び公表にかかる情報を一般が入手できるか</li> <li>公表前の政府内部における統計へのアクセスは公に認識されているか</li> <li>統計作成機関が当該作成物に明示されているか</li> <li>統計の方法論、元データに主要な変更がある場合の事前通知はあるか</li> </ul>
	ウ 倫理基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>統計スタッフの行動基準が明確にされ、周知されているか</li> </ul>
方法の健全性	ア 概念と定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>統計作成にかかる概念と定義は国際的に使用される基準、指針か</li> </ul>
	イ 範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>統計作成のための範囲は国際的に使用される基準、指針か</li> </ul>
	ウ 分類/セクター分け	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用される分類/セクター分けは国際的に使用される基準、指針か</li> </ul>
	エ 記録の基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>フローとストックには市場価格が用いられているか</li> <li>記録は発生主義で行われているか</li> <li>グロス及びネットの手続きは国際的に使用される基準、指針か</li> </ul>

正確性・信頼性	ア 元データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>元データは国の固有事情を考慮した包括的なデータ収集か</li> <li>元データは要求される定義・範囲・分類・評価・評価時期に合致しているか</li> <li>元データには適時性はあるか</li> </ul>
	イ 元データの評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>センサス、標本調査、行政記録を含む元データは経常的に評価されているか。評価結果はモニターされ、統計プロセスの指針となっているか</li> </ul>
	ウ 統計技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ作成には信頼できる統計技術を使っているか</li> <li>その他の統計手順（データ調整や分析等）では適切な統計技術を使用しているか</li> </ul>
	エ 中間データと統計アウトプットの評価・確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間結果を他の情報に照らして確認しているか</li> <li>中間データにおける統計上の不突合について評価し、調査しているか</li> <li>統計アウトプットにおける統計上の不突合やその他の問題となり得る指標について調査しているか</li> </ul>
	オ 改定のための研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定のための研究・分析が定期的になされ、統計プロセスを報告するために内部的に利用されているか</li> </ul>
実用性	ア 周期性と適時性	<ul style="list-style-type: none"> <li>周期性及び適時性は公表基準に沿ったものか</li> </ul>
	イ 一貫性	<ul style="list-style-type: none"> <li>統計結果に一貫性があるか</li> <li>他の統計結果と一貫性があるか</li> </ul>
	ウ 見直しの方針と実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>見直しは定期的に行われ、スケジュールに沿ったものか</li> <li>暫定的データや改定データについてはそれが明示されているか</li> <li>見直しにかかる研究及び分析は公表されているか</li> </ul>
アクセス可能性	ア データへのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>結果のレイアウトや表現方法はわかりやすいものになっているか</li> <li>公表の媒体及び形式は適切であるか</li> <li>統計は事前のスケジュールどおり公表されているか</li> <li>統計はすべての利用者が同時に利用できるようになっているか</li> <li>定期的に公表されないデータは、利用者の要請に応じて利用できるか</li> </ul>
	イ メタデータへのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>概念、範囲、分類、記録の基礎、データソース及び統計技術に関する文書が入手可能であり、国際的に受け入れられた基準、指針又は望ましい慣行と異なる部分については注釈が付与されているか</li> <li>詳細の度合いは利用者のニーズに合っているか</li> </ul>
	ウ 利用者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>各統計分野についての照会先が公表されているか</li> <li>出版物、文書の目録、料金情報を含むその他情報を広く利用できるか</li> </ul>

（注）第4回WG（平成20年3月26日開催）資料4に基づき作成。



(参 考)

## IMFによるデータ評価について

IMFでは、金融危機の防止の観点から金融・経済データをタイムリーに公表するための公表基準（SDDS）を、及び IMF の融資・監視業務における各国の経済・金融データの品質の向上のため金融・経済データの品質を評価するためのフレームワーク（DQAF）を策定している。また、IMFではこれら SDDS 及び DQAF を用いて各国の金融・財政統計データの品質や基準の内容に関する評価の報告（ROSC）を行っている。概要は以下のとおり。

### IMF 特別データ公表基準（SDDS）

SDDS (Special Data Dissemination Standards) は、1994 年のメキシコ金融危機を契機に、IMF が 1996 年 3 月に策定したもので、金融危機への未然の防止のためには、各国経済活動の透明性の確保のための正確かつタイムリーな経済・金融情報の開示が必要との認識の下、IMF が 1996 年 3 月に策定された金融・財政統計データの公表基準である。SDDS は、国際資本市場に参加する国が任意に加入するものであり、実物経済部門、財政部門、金融部門、対外部門の 4 つの部門に公表すべきデータカテゴリー項目を定めており、2008 年 1 月現在 64 カ国が加入している。我が国は 1996 年 4 月以降 SDDS に加入しており、2000 年 6 月にその基準の遵守を達成している。SDDS は、以下の 4 つの基準からなっている。

#### 1 データの範囲、公表周期、公表までの期間

#### 2 一般からのアクセス

- (1) 公表予定を事前に公表すること（ユーザーのデータへの計画的アクセス）
- (2) 一般に対しても公表を同時にすること（データのアクセスへの平等性の確保）

#### 3 データの規範性

統計データ作成に際してのユーザーに対する信頼性の確保のため、データ作成にかかる規定や諸条件や統計作成機関の客観性・専門性に関する情報を提供すること。

- (1) 個人情報の秘匿情報措置など統計作成に当たっての諸条件の公表
- (2) 公表前の政府部内で当該統計へのアクセスの有無の明示
- (3) 公表の際の政府コメントの有無の明示
- (4) 統計の改訂に関する情報の提供及び統計作成方法に大きな変更がある際の事前周知

#### 4 データの品質

- (1) 統計作成の際に使われる方法及びデータソースに関する文書の公表
- (2) データ内容の詳細、関係データとの整合性、クロスチェックを通じたデータの妥当

## 性を確認することができる統計的フレームワークの公表

SDDS に加入した国は、上記の基準を遵守してデータ公表活動を行っていることの説明を IMF の公表基準掲示板 (DSBB) (<http://dsbb.imf.org>) に提示するとともに自国のウェブサイト上に SDDS 対象データ一覧表 (National Summary Data Page) を公表することとなっている。

### IMF データ品質評価フレームワーク (DQAF)

IMF は 1997 年頃から IMF が行う融資及び監視業務に必要な各国の経済・金融統計データの一層の品質向上の必要性を認識し、データ品質の評価フレームワークの開発に着手し、2001 年 7 月に DQAF (Data Quality Assessment Framework) を開発した。

DQAF は、統計データの品質の評価基準であり、統計制度、統計作成プロセス及び作成された統計データそのものの管理に求められる品質に関する特性を明らかにしたものであり、以下の前提条件及び 5 つの次元 (Dimension) から成る。

#### 1 DQAF の構成

##### (1) 品質の前提条件 (品質を支える法的・制度的環境等)

###### 法的・制度的環境

- ・統計の収集・処理・公表の責任の所在が明確か
- ・データ作成機関間のデータ共有及び調整が適切か
- ・データの機密性は保証され、統計目的のためか
- ・データ報告を確保するための法律等の措置があるか

###### 資源

- ・スタッフ、設備等資源、資金は適切に確保されているか
- ・資源の効率的利用のための措置はとられているか

###### 関連性

- ・統計利用者のニーズのための既存統計の関連性及び利用の監視

###### その他品質管理

- ・品質に焦点を当てたプロセスが整備されているか
- ・作業のプロセスを監視するしくみはあるか
- ・統計プログラム立案にあたっての検討事項に対処するプロセスはあるか

##### (2) 5 つの次元

###### 規範性の保証

###### ア 専門性

- ・統計が偏りなく公平に作成されているか
- ・元データ、統計技術の選択、公表は統計的な観点のみからなされるか

- ・統計機関が統計の誤用等に関して適切に対処する権限を持つか

#### イ 透明性

- ・統計作成のプロセス及び公表にかかる情報を一般が入手できるか
- ・公表前の政府内部における統計へのアクセスは公に認識されているか
- ・統計作成機関が当該作成物に明示されているか
- ・統計の方法論、元データに主要な変更がある場合の事前通知はあるか

#### ウ 倫理基準

- ・統計スタッフの行動基準が明確にされ、周知されているか

#### 方法の健全性

#### ア 概念と定義

- ・統計作成にかかる概念と定義は国際的に使用される基準、指針か

#### イ 範囲

- ・統計作成のための範囲は国際的に使用される基準、指針か

#### ウ 分類 / セクター分け

- ・使用される分類 / セクター分けは国際的に使用される基準、指針か

#### エ 記録の基礎

- ・フローとストックには市場価格が用いられているか
- ・記録は発生主義で行われているか
- ・グロス及びネットの手続きは国際的に使用される基準、指針か

#### 正確性・信頼性

#### ア 元データ

- ・元データは国の固有事情を考慮した包括的なデータ収集か
- ・元データは要求される定義・範囲・分類・評価・評価時期に合致しているか
- ・元データには適時性はあるか

#### イ 元データの評価

- ・センサス、標本調査、行政記録を含む元データは経常的に評価されているか。評価結果はモニターされ、統計プロセスの指針となっているか

#### ウ 統計技術

- ・データ作成には信頼できる統計技術を使っているか
- ・その他の統計手順（データ調整や分析等）では適切な統計技術を使用しているか

#### エ 中間データと統計アウトプットの評価・確認

- ・中間結果を他の情報に照らして確認しているか
- ・中間データにおける統計上の不突合について評価し、調査しているか
- ・統計アウトプットにおける統計上の不突合やその他の問題となり得る指標について調査しているか

オ 改定のための研究

- ・改定のための研究・分析が定期的になされ、統計プロセスを報告するために内部的に利用されているか

実用性

ア 周期性と適時性

- ・周期性及び適時性は公表基準に沿ったものか

イ 一貫性

- ・統計結果に一貫性があるか
- ・他の統計結果と一貫性があるか

ウ 見直しの方針と実施

- ・見直しは定期的に行われ、スケジュールに沿ったものか
- ・暫定的データや改定データについてはそれが明示されているか
- ・見直しにかかる研究及び分析は公表されているか

アクセス可能性

ア データへのアクセス

- ・結果のレイアウトや表現方法はわかりやすいものになっているか
- ・公表の媒体及び形式は適切であるか
- ・統計は事前のスケジュールどおり公表されているか
- ・統計はすべての利用者が同時に利用できるようになっているか
- ・定期的に公表されないデータは、利用者の要請に応じて利用できるか

イ メタデータへのアクセス

- ・概念、範囲、分類、記録の基礎、データソース及び統計技術に関する文書が入手可能であり、国際的に受け入れられた基準、指針又は望ましい慣行と異なる部分については注釈が付与されているか
- ・詳細の度合いは利用者のニーズに合っているか

ウ 利用者への支援

- ・各統計分野についての照会先が公表されているか
- ・出版物、文書の目録、料金情報を含むその他情報を広く利用できるか

なお、DQAF は SDDS とともに、次の ROSC を作成する上での評価基準の一つとなっている。

IMF の基準・規範の遵守状況に関する報告書 (ROSC)

ROSC (Report on the Observance of Standards and Codes) とは、IMF が世界各国で起こり得る金融危機を未然に予防する観点から、加盟国における金融・財政政策などの分野に関する基準や規範の遵守状況について評価を実施し、取りまとめている報告書である。

ROSC は、以下の 12 の分野について実施され、その結果を取りまとめている。

- 1 データ品質
- 2 金融・財政政策の透明性
- 3 財政の透明性
- 4 銀行監督
- 5 証券規制
- 6 保険
- 7 支払・決済システム
- 8 マネーロンダリングの防止
- 9 コーポレートガバナンス
- 10 会計制度
- 11 監査制度
- 12 破産法制及び債権者の権利

また、この評価及びその結果の公表は加盟国の任意によるものであり、対象国の発展段階や制度面の状況等を反映し、基準や規範の遵守度合いを評価するものであって、格付けや合否の判定を行うものではない。なお、上記 ROSC のうち、1 のデータ品質 ROSC にかかる IMF のミッションを平成 17 年 9 月に受け入れ、6 つのマクロ経済統計分野について、IMF の評価を受け、その結果を平成 18 年 3 月に公表している。

標準統計分類の概要

資料 6 - 1

	日本標準産業分類	日本標準商品分類	日本標準職業分類	疾病、傷害及び死因分類
設定年月、改訂回数 最新の改訂年月	昭和24年10月、12回 平成19年11月	昭和25年3月、5回 平成2年6月	昭和28年3月草案、昭和35年3月設定、4回 平成9年12月	昭和26年、4回 平成6年10月（一部改定 平成17年10月）
分類単位 : 定義  : 範囲	事業所 （経済活動の場所の単位）  (1) 単一の経営主体のもとにおいて一定の場所（一区画）を占めること。 (2) 人及び設備を有して継続的に行われること。 (例外) 住居（行商、自由業、農林漁家） 管理する事務所（詰所、建築工事現場） 法的単位（学校、官公庁）	商品 （価値ある有体的商品）  (包含) 電力、ガス、用水 (例外) 土地 家屋 立木	個人 （収入を伴う仕事を継続的に行う、いわゆる有職者） (除外) 仕事以外からのみ収入のある者 無給の奉仕の仕事を行う者	個人にかかる現象 （疾病、傷害、死因に関連する）  死亡に関連したすべての事項並びに保健ケアのエピソードの間に取り扱われるすべての病態又は問題
分類標識 : 定義  : 範囲	産業 （財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したもの）  (包含) 営利及び非営利の活動 (除外) 家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給	商品集団 （類似性）	職業 （収入を伴う継続的な仕事）	疾病、傷害、死因 ・ 疾病及びその他の病態に関連するもの ・ 損傷、中毒及び外因のその他の影響に関連するもの ・ その他、診断データに含まれる内容
分類基準	(1) 財貨又はサービスの種類 (2) 財貨生産又はサービス提供の方法 （設備、技術等） (3) 原材料の種類、サービスの対象、取り扱われるもの（商品）	(1) 商品の成因 (2) " 材料 (3) " 用途 (4) " 機能	(1) 仕事の形態 (2) 知識又は技能 (3) 財貨又はサービスの種類 (4) 原材料・道具 (5) 場所・環境 (6) 役割 (7) 従事人数	< 死亡 > 原死因 < 疾病 > 主要病態
分類適用基準	(1) 生産される財、取扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値 (2) 過去1年間の収入額又は販売額 (3) 従業員の数又は設備		(1) 2つ以上の勤務先 就業時間 収入 最近時の仕事 (2) 1つの勤務先 就業時間 技能の種類・程度 主要（又は最終）過程	< 原死因 > (a) 直接に死亡を引き起こした一連の事象の起因となった疾病もしくは損傷 (b) 致命傷を負わせた事故又は暴力の状況 < 主要病態 > 患者の治療又は検査に対する必要性に基づく保険ケアのエピソードの最後に診断された病態
国際分類の略称  (当初設定年、改訂回数、最新の改訂年)	ISIC (1948年、4回、2007年) (小改定1回、2002年)	SITC (1950年、3回、1985年) HS (1983年、4回、2007年) CPC (1997年、2回、2007年) (小改定1回、2002年)	ISCO (1958年、3回、2008年(予定))	ICD (1900年、10回、1989年) (小改定、2003年)
備考	第12回改訂：平成20年4月適用			

主要な国際標準統計分類の概要

資料6-2

平成20年2月1日

	産 業	商 品			職 業	疾病、傷害及び死因
分類名称	国際標準産業分類 ( I S I C : International Standard Industrial Classification of All Economic Activities)	標準国際貿易分類 ( S I T C : Standard International Trade Classification)	中央生産物分類 ( C P C : Central Product Classification)	商品の名称及び分類に ついての統一システム ( H S : Harmonized Commodity Description and Coding System)	国際標準職業分類 ( I S C O : International Standard Classification of Occupations)	疾病及び関連保健問題の 国際統計分類 ( I C D : International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems)
作成機関	国際連合統計部 ( U N S D )	国際連合統計部 ( U N S D )	国際連合統計部 ( U N S D )	世界関税機構 ( W C O )	国際労働機関 ( I L O )	世界保健機関 ( W H O )
設 定	1948年	1950年	( 1989年 ( 暫定版 ) ) 1997年	1983年	1958年	1900年
現 行	第 3 . 1 次改訂版 ( 小改訂 ) 2002年 ( 第 3 次改訂 1989年 )	第 3 次改訂版 1985年	第 1 . 1 次改訂版 ( 小改訂 ) 2002年 ( 第 1 版 1997年 )	第 3 次改訂版 2002年	第 2 次改訂版 1988年	第 10 . 1 次改訂版 ( 小改訂 ) 2003年 ( 第 10 次改定 1990年 )
次期改訂 ( 予定 )	2007年	2007年	2007年	2007年	2008年	未定
目 的	経済、社会及び人口統計に おける経済活動の種類別 データの国際比較性の推進 並びに各国の健全な統計体 系の整備の促進	貿易統計の作成及び その国際比較性の推 進	国際的な統計分類の調和及 びさまざまな統計の国際比 較のための枠組みの提供	貿易統計、生産統計及 び輸送統計 ( 関税率表の基礎 )	職業に関する統計の国 際比較及び分析	「 I C D 」は、異なる国や地 域から、異なる時点で集計さ れた死亡や疾病のデータの体 系的な記録、分析、解釈及び 比較を行うため
単 位	生産単位 ( 取引者 ) : 事業 所、企業、活動種類別単 位、地域単位等	貿易の行われるすべ ての商品 ( 有形の輸 送可能材 )	取引の対象及びストックと なり得るすべての生産物 ( 輸送可能材、輸送不可能 材、サービス、建物特許、 著作権等 )	輸送可能材の取引	技能のレベル ( 熟練 度 ) 専門性別の仕事 ( job )	疾病、傷害及び死因

## 【季節調整法関係資料】

## 季節調整法の適用について（通知）

総統審第 88 号  
平成9年7月22日

（各省庁統計主管部局長他）宛

総務庁統計局統計基準部長

統計審議会経済指標部会は、その下に季節調整法検討小委員会を設け、季節調整法に関し、現在関係機関で採用されている手法及び新しく開発された手法等の比較・検討を行いました。この検討結果を踏まえ、今後の季節調整法の適用に際しての指針及びその運用要領を別添のとおり取りまとめ、平成9年6月13日開催の第80回経済指標部会において決定し、同月20日開催の第537回統計審議会に報告を行い、その内容について了承を得ました。

つきましては、関係機関におかれましては、今後、季節調整法を適用する場合には、この趣旨を十分尊重されるようお願いいたします。

なお、「季節調整法について」（昭和54年10月3日付け行管統第343号）は、廃止いたします。

## 季節調整法の適用について（指針）

平成9年6月13日  
統計審議会経済指標部会

一般に、季節調整法について理論的に評価することは難しいが、季節調整法検討小委員会において4種類の季節調整法（X-11、X-12-ARIMA、MITI法、DECOMP）について検討を行ったところ、統計作成機関が今後季節調整法を運用していく上で参考になると思われる結果が得られた。また、統計利用者側の利用環境が変化し、様々な分析が可能な状況となっており、それに伴い統計情報に対する需要も増大している。これらの点にかんがみ、各種統計・指数系列に係る季節調整法の適用については、次のとおり推進するものとする。

- 1 季節調整法を適用する場合は、センサス局法 X-12-ARIMA など、手法の適切性について一般的な評価を受けている手法を継続的に使用する。統計作成機関は、適用する手法を選定した理由を明らかにする。
- 2 季節調整法を適用する際の推計に使用するデータ期間、オプション等の選定に当たっては、それぞ

れの系列に対して統計作成機関において適切と考えられ、客観性が保たれる基準を採用し、継続的に使用する。

- 3 データの追加又は期間の追加に伴って、オプション等の変更又は過去の季節調整値の変更を実施する頻度については、あらかじめ統計作成機関において基準を定め、利用者の利便性を考慮し、継続的にその基準を使用する。
- 4 適用している季節調整法については、その名称、推計に使用しているデータの期間、オプション等の選択基準、選定したオプション等の季節調整に関する情報を報告書等に掲載する。  
また、適用している季節調整法、オプション等の選択の基準等の変更を行う場合は、変更の趣旨及び変更後の手法、基準等についても、報告書等に掲載する。
- 5 統計作成機関は、季節調整法に関する情報について、別途定める様式に従い、統計基準部に提出することとする。  
統計基準部は、統計作成機関から提出された各々の情報について、一覧性のある資料に取りまとめ、一般に開示する。

## 「季節調整法の適用について（指針）」の運用要領

平成9年6月13日  
統計審議会経済指標部会

「季節調整法の適用について（指針）」に関する運用要領を以下のとおり定める。

（指針1について）

- 1 「一般的な評価を受けている手法」とは、手法が一般的に周知されており、理論的にも、実務上でも、明らかな誤りがあるとはいえないものである。例えば、X-12-ARIMA、X-11、MITI法、DECOMPなどの手法である。

統計作成機関は、所管している統計・指数系列の特徴に合わせ、手法の妥当性について速やかに検討した上で、実務上でも合理的な手法を適用することとする。

（指針2について）

- 2 季節調整法を使用する際のオプション等については、AIC 値や BIC 値などの統計量や MPD 値、MAPR 値などの安定性の尺度、スペクトル分析の結果による適切性の尺度など客観的な判断が可能な基準に基づいて選定することとする。



(指針 3 について)

3 季節調整値の公表、オプション等の見直しについては、以下に例示する方法など、各統計・指数系列の性格、実務上での状況、統計利用者の利便性を考慮して、適切であると判断した方法で行うこととする。

(例1) 前年 12 月までのデータを使用して、暫定季節指数を作成し、それを使用して暫定的な数値を公表する。当該年の 12 月までのデータがそろった段階で、オプション等の設定の見直し、季節調整のかけ直し、確定値の公表を行う。

(例2) データが追加される度に、オプション等の設定の見直し、季節調整のかけ直しを行ない、数値を公表する。

(例3) オプション等の設定は一定期間固定し、データが追加される度に季節調整をかけ直す。一定期間のデータがそろった段階で、オプション等の設定の見直しを行い、季節調整をかけ直す。

(指針 4 について)

4 報告書等には、最低限、主要系列についての情報を掲載する。掲載する内容については、以下のような項目とし、統計利用者が統計作成機関と同一の季節調整を行なうことが可能となる情報とする。ただし、主要系列の季節調整値が集計量として求められ、かつ、その下位レベルの系列が非公表の場合については、この限りではない。

- (1) 適用している季節調整法
- (2) 推計に使用しているデータ期間
- (3) 選定したオプション等の内容

なお、報告書等への情報の掲載は、統計作成機関において状況を勘案しながら、可能な限り早期に行うこととし、基本的には、平成 9 年度末までを目途に行う。

(指針 5 について)

5 総務庁統計局統計基準部には、別添の様式で情報を提供する。初回の提出は、平成 9 年度末を目途とし、その後は原則として、季節調整法に関して何らかの変更を行った時点において提出を行うこととする。ただし、統計基準部から連絡があった場合には、この限りではない。

(その他)

6 今後の統計作成機関における検討に際して、季節調整全体に係る問題はもとより、個々の季節調整法の機能等においても共通的に対応すべき問題が生じた場合には、適宜、検討の場を設けることとする。

指数系列又は統計名	
適用している季節調整法	
季節調整法の選定理由	
推計に使用しているデータ期間	
オプション等の選択の基準	
オプション等の見直しの頻度	
データ追加に伴う季節調整値の改訂の頻度	
備 考	

## 【指数の基準等の更新に関する資料】

### 指数の基準時及びウェイト時の更新についての 諮問

( 諮問第185号 昭和56年1月16日 )

標記について、貴会の御審議を得たい。

#### 理 由

現在、我が国のほとんどの主要指数は、諮問第167号の答申に基づき、基準時は昭和50年、ウェイト時も昭和50年及びその近傍年を採っているが、その後の経済事情の変化及び従来の指数の基準時等の更新の経緯にかんがみ、現在、採用している基準時及びウェイト時について検討する必要がある。

なお、昭和30年以降、5年ごとに行われてきている指数の基準時等の更新は、貴会における各回の審議に基づいているものであり、今後、この周期による更新を継承していくことの適切性についても、併せて検討する必要がある。

### 指数の基準時及びウェイト時の更新についての 答申

( 諮問第185号の答申 昭和56年3月20日 )

標記について審議した結果、標記に係る従来の審議並びに主要指数の経緯にかんがみ、次の結論を得たので答申する。

1. 指数の基準時は、原則として5年ごとに更新することとし、西暦年の末尾が0又は5の付く年とする(この原則は昭和55年より適用される。)
 

ウェイトを固定する指数については、原則としてウェイト時も5年ごとに更新し、基準時と同年又はその近傍の年(複数年を含む。)を採ることとするが、指数算出に当たっては方法論的扱いが定まっているパーシェ型指数、連鎖指数等については、この限りではない。
2. 基準時を更新した場合は、新指数と旧指数とのリンクその他については、利用上不便のないよう十分適切な措置を講じることとする。
3. 基準時又はウェイト時について、前記1.の原則を適用することが適切でないと判断される事態が発生した場合には、当審議会は新たに審議を行うものとする。

4. 個々の指数の作成、改定等に際しては、当審議会は、その計画等について、審議又は検討を行うものとする。

府省別統計関係予算額の推移（昭和53～平成19年度）

資料 7 - 1

○ 統計予算額の推移をみると、平成14年度までは、国債費を除く一般歳出に準じて増加していたが、最近の5か年は抑制傾向。

（単位：千円）

区分	年度	昭和53～57年度 年平均	昭和58～62年度 年平均	昭和63～平成4 年度 年平均	平成5～9年度 年平均	平成10～14年度 年平均	平成15～19年度 年平均	
総計		29,140,437	29,288,372	37,259,234	43,795,377	50,240,035	45,423,944	
		(指数)	(100)	(101)	(128)	(150)	(172)	(156)
	内閣府	415,423	368,150	371,791	438,538	651,262	657,121	
		(構成比)	(1.4)	(1.3)	(1.0)	(1.0)	(1.3)	(1.4)
	総務省	11,641,948	12,677,849	16,783,926	21,701,902	26,608,935	24,497,252	
		(構成比)	(40.0)	(43.3)	(45.0)	(49.6)	(53.0)	(53.9)
	法務省	39,013	40,728	48,481	162,667	170,116	146,177	
		(構成比)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.4)	(0.3)	(0.3)
	財務省	450,482	515,104	601,057	209,892	224,567	378,825	
		(構成比)	(1.5)	(1.8)	(1.6)	(0.5)	(0.4)	(0.8)
	文部科学省	168,430	188,247	197,684	213,752	236,437	227,097	
		(構成比)	(0.6)	(0.6)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)
	厚生労働省	2,937,830	2,774,470	3,849,485	4,342,293	5,086,786	4,944,652	
		(構成比)	(10.1)	(9.5)	(10.3)	(9.9)	(10.1)	(10.9)
	農林水産省	8,095,403	7,172,889	8,684,793	8,801,240	8,816,195	7,307,875	
		(構成比)	(27.8)	(24.5)	(23.3)	(20.1)	(17.5)	(16.1)
経済産業省	4,100,383	4,053,876	4,910,614	5,660,239	5,848,205	5,136,085		
	(構成比)	(14.1)	(13.8)	(13.2)	(12.9)	(11.6)	(11.3)	
国土交通省	1,162,326	1,391,190	1,703,304	2,141,793	2,385,431	2,002,175		
	(構成比)	(4.0)	(4.7)	(4.6)	(4.9)	(4.7)	(4.4)	
環境省	72,406	61,400	55,745	59,297	1,444,394	66,521		
	(構成比)	(0.2)	(0.2)	(0.1)	(0.1)	(2.9)	(0.1)	
防衛省	287	126	50	46	38	0		
	(構成比)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	0.0	
人事院	56,505	44,345	52,304	63,718	61,247	60,164		
	(構成比)	(0.2)	(0.2)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	
参考	一般会計予算総額 (単位：兆円)	36.95	42.30	51.19	58.54	63.10	63.22	
	(除く国債費) (指数)	(100)	(114)	(139)	(158)	(171)	(171)	

(注) 1 各年度4月1日現在で、統計関連事業経費を含む当初予算額(除く人件費)を計上。  
2 「統計基準年報」及び「各府省統計事業計画一覧」より作成。

府省別統計担当職員数の推移（昭和35～平成19年度）

資料7 - 2

○ 統計担当職員数の推移をみると、全体では非現業国家公務員全体の削減率を上回って減少。

現業部門（実査、入力・集計等）の合理化・効率化が要因か。

（単位：人）

区分	年度	昭和35	昭和45	昭和55	平成2	平成12	平成17	平成18	平成19	参考(対昭和35年の平成19年指数)
		(指数)	(92.0)	(73.1)	(57.2)	(48.0)	(32.7)	(30.5)	(26.8)	
総計		18,397	16,918	13,445	10,517	8,823	6,009	5,607	4,939	
	(指数)	(100)	(92.0)	(73.1)	(57.2)	(48.0)	(32.7)	(30.5)	(26.8)	
人事院		25	32	13	17	25	23	23	15	(60.0)
	(構成比)	(0.1)	(0.2)	(0.1)	(0.2)	(0.3)	(0.4)	(0.4)	(0.3)	
内閣府		81	74	88	82	77	71	69	63	(77.8)
	(構成比)	(0.4)	(0.4)	(0.7)	(0.8)	(0.9)	(1.2)	(1.2)	(1.3)	
警察庁		41	38	9	4	7	6	6	6	(14.6)
	(構成比)	(0.2)	(0.2)	(0.1)	(0.0)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	
うち地方機関		21	20	0	0	0	0	0	0	(0.0)
	(構成比)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
総務省		2,159	2,536	2,156	1,893	1,617	600	590	582	(27.0)
	(構成比)	(11.7)	(15.0)	(16.0)	(18.0)	(18.3)	(10.0)	(10.5)	(11.8)	
うち地方機関		0	112	49	43	0	0	0	0	(0.0)
	(構成比)	(0.0)	(0.7)	(0.4)	(0.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
法務省		23	21	18	14	10	8	8	8	(34.8)
	(構成比)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.2)	
財務省		418	309	182	171	86	86	79	77	(18.4)
	(構成比)	(2.3)	(1.8)	(1.4)	(1.6)	(1.0)	(1.4)	(1.4)	(1.6)	
うち地方機関		292	227	160	152	72	66	61	59	(20.2)
	(構成比)	(1.6)	(1.3)	(1.2)	(1.4)	(0.8)	(1.1)	(1.1)	(1.2)	
文部科学省		51	45	69	30	28	22	21	21	(41.2)
	(構成比)	(0.3)	(0.3)	(0.5)	(0.3)	(0.3)	(0.4)	(0.4)	(0.4)	
厚生労働省		1,342	939	805	677	465	339	331	297	(22.1)
	(構成比)	(7.3)	(5.6)	(6.0)	(6.4)	(5.3)	(5.6)	(5.9)	(6.0)	
うち地方機関		309	0	90	90	70	0	0	0	(0.0)
	(構成比)	(1.7)	(0.0)	(0.7)	(0.9)	(0.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
農林水産省		13,209	11,769	9,308	6,979	5,979	4,420	4,054	3,493	(26.4)
	(構成比)	(71.8)	(69.6)	(69.2)	(66.4)	(67.8)	(73.6)	(72.3)	(70.7)	
うち地方機関		12,738	11,289	8,885	6,560	5,583	4,108	3,743	3,203	(25.1)
	(指数)	(69.2)	(66.7)	(66.1)	(62.4)	(63.3)	(68.4)	(66.8)	(64.9)	
経済産業省		929	931	590	461	402	329	324	311	(33.5)
	(構成比)	(5.0)	(5.5)	(4.4)	(4.4)	(4.6)	(5.5)	(5.8)	(6.3)	
うち地方機関		338	332	140	99	102	80	76	70	(20.7)
	(構成比)	(1.8)	(2.0)	(1.0)	(0.9)	(1.2)	(1.3)	(1.4)	(1.4)	
国土交通省		119	224	207	189	127	105	102	66	(55.5)
	(構成比)	(0.6)	(1.3)	(1.5)	(1.8)	(1.4)	(1.7)	(1.8)	(1.3)	
うち地方機関		0	64	62	50	19	15	14	0	(21.9)
	(構成比)	(0.0)	(0.4)	(0.5)	(0.5)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.0)	
参考	非現業国家公務員数	446,235	522,849	506,506	534,136	530,120	326,201	324,789	322,745	
	(指数)	(100)	(117.2)	(113.5)	(119.7)	(118.8)	(73.1)	(72.8)	(61.7)	
	専任費職員定数	3,233	3,115	2,829	2,558	2,338	2,219	2,146	2,103	
	(指数)	(100)	(96.4)	(87.5)	(79.1)	(72.3)	(68.6)	(66.4)	(67.5)	

(注) 1 「統計担当職員」欄は、各年度4月1日現在の「統計基準年報」及び行政管理庁資料による。

2 「非現業国家公務員数」欄の昭和35年及び55年の数値は、「一般職の国家公務員の任用状況調査結果」(人事院)により、その他は行政管理庁資料(各年度末現在)による。

## 主要国における統計機関の機能と組織

### 【中央政府の統計機構】

	日 本				アメリカ				イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	
機関名	総務省 政策統 括官 (統計基 準)	総務省 統計局	内閣府経 済社会総 合研究所 (国民経 済計算 部・景気 統計部)	その他府省	大統 領府 行政 管理 予算 庁 首席 統計 官	商務省 センサス局 Census Bureau	商務省 経済分析局 Bureau of Economic Analysis	労働省 労働統計 局 Bureau of Labor Statistics	国家統計局 Office for National Statistics	国立統計 経済研究所 INSEE	連邦統計局 Federal Statistical Office	カナダ 統計局 Statistics Canada	
職員数	51 人	466 人	63 人	4,359 人	6 人	9,033 人	552 人	2,697 人	3,971 人	6,452 人	2,796 人	5,177 人	
(参考) うち地方事務所の 職員数	3,332 人				0 人	- (上記に含まれる)	0 人	- (上記に含まれる)	ニューポート 1,357 人 ロンドン 405 人 サウスポート 798 人 ティッシュフィールド 687 人 フィールドフォース 706 人 その他支所 18 人	4,313 人 (上記の内数)	-	500 人 (上記の内数)	
(参考) 非現業の 国家公務員総数	322,745 人								-	-	-	476,994 人	250,000 人

### 【地方政府の統計機構】

機関名	都道府県、市町村	-	イングランド、 スコットランド、 ウェールズ政府	-	州統計局	-
職員数	都道府県：2,137 人 市 町 村：8,159 人	-	1,188 人	-	6,814 人	-
国の経 費負担	有り	-	-	-	-	-

- (注) 1 「日本」の職員数は、平成19年4月1日現在。「主要国」の職員数は、平成20年1～3月時点の数値。  
2 統計基準年報及び問い合わせ結果に基づき作成。

## 平成18年度以降の定員管理について

平成17年10月4日  
閣議決定

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）及び今後の行政改革の方針（平成16年12月24日閣議決定）に基づき、下記の方針により平成18年度以降の定員管理を行うものとする。

## 記

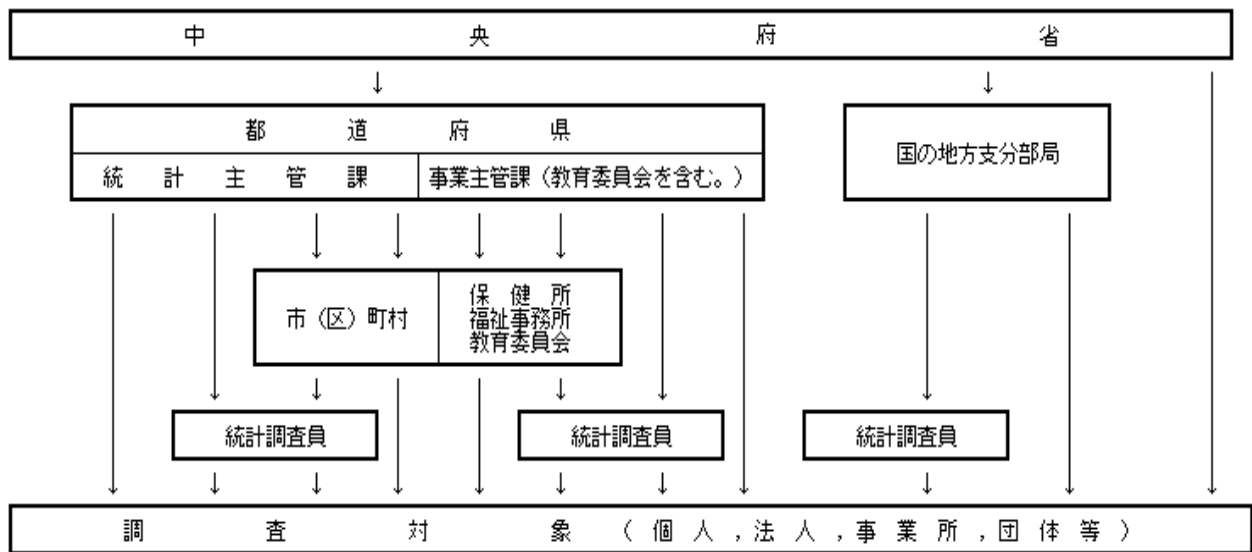
- 1 内閣の機関及び各府省（以下「各府省」という。）の国家公務員（自衛官を除く。以下同じ。）については、行政需要の変化に対応したメリハリのある定員配置を実現するため、府省内はもとより、府省を越えた定員の大胆な再配置を進めるとともに、政府全体を通じた一層の純減の確保に取り組むものとする。
- 2 各府省の国家公務員については、地方支分部局等の事務・事業の抜本の見直し、情報通信技術の活用等の取組を通じて、平成17年度から平成21年度までの5年間に平成16年度末定員の10%以上を合理化することとし、平成18年度から平成21年度までの間（以下「計画期間」という。）に、以下により、定員合理化を実施するものとする。
  - （1）各府省の計画期間中の合理化目標数は、別表のとおりとする。
  - （2）独立行政法人への移行により定員が減少する府省については、別表に定める当該府省の合理化目標数のうち移行時点で未実施の合理化目標数から、移行した部門に係る合理化目標数を控除したものの（総務大臣が当該府省の長と協議の上で定めるもの）を新たな合理化目標数とする。
  - （3）各府省は、計画期間の各年度において、別表に定める合理化目標数の1/4の員数の定員を合理化するものとし、(2)により合理化目標数を減じた場合は、新たな合理化目標数を残存年度の数で除した員数の定員を合理化するものとする。ただし、この方法によれば、特別の事情により定員合理化目標の達成に支障を来す場合においては、各府省の長は、総務大臣と協議の上、実施の方法を定めるものとする。
  - （4）別表に掲げる定員合理化目標とは別に、計画期間を通じて、事務・事業の見直しの進展に応じ、定員の合理化に努めるものとする。
  - （5）各府省の長は、計画期間において、引き続き、各四半期末における欠員の状況を翌月末日までに総務大臣に報告するものとする。
- 3 各府省の国家公務員の定員管理の円滑化に資するため、府省間配置転換の一層の推進に努めるものとする。
- 4 公庫等の職員についても、経営の実態に応じ、上記2に準じて措置するものとする。

別表

府省名	平成17年度末定員	合理化目標数
内閣の機関	742	31
内閣府	2,362	181
宮内庁	1,077	59
公正取引委員会	706	44
国家公安委員会	7,501	481
防衛庁	23,524	1,993
金融庁	1,294	72
総務省	5,210	442
公害等調整委員会	38	2
法務省	51,317	3,723
外務省	5,428	449
財務省	71,288	5,180
文部科学省	2,200	182
厚生労働省	55,319	5,698
農林水産省	30,109	3,129
経済産業省	8,548	649
国土交通省	63,630	5,289
環境省	1,134	77
合計	331,427	27,681

(注) 内閣府の数は宮内庁及び外局に係る数を除いたもの、総務省の数は公害等調整委員会に係る数を除いたものである。

国の統計調査における調査の流れ図（指定統計調査）平成20年4月



<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校保健統計調査</li> <li>・ 毎月勤労統計調査(他 )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教員統計調査 (他 , )</li> <li>・ 社会教育調査 (他 , )</li> <li>・ 人口動態調査</li> <li>・ 医療施設調査</li> <li>・ 患者調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車輸送統計調査 (他 )</li> <li>・ 賃金構造基本統計調査</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民生活基礎調査</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働力調査</li> <li>・ 小売物価統計調査</li> <li>・ 家計調査</li> <li>・ 個人企業経済調査</li> <li>・ 社会生活基本調査</li> <li>・ 経済産業省生産動態統計調査(他 , , , )</li> <li>・ 商業動態統計調査(他 , , )</li> <li>・ 特定サービス産業実態調査(他 , )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬事工業生産動態統計調査(他 )</li> <li>・ 港湾調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人企業統計調査</li> <li>・ 民間給与実態統計調査</li> <li>・ 牛乳乳製品統計調査 (他 )</li> <li>・ 作物統計調査 (他 )</li> <li>・ 海面漁業生産統計調査 (他 )</li> <li>・ 木材統計調査 (他 )</li> <li>・ 農業経営統計調査</li> <li>・ 埋蔵鉱量統計調査</li> <li>・ ガス事業生産動態統計調査(他 , , )</li> <li>・ 経済産業省企業活動基本調査(他 )</li> <li>・ 造船造機統計調査</li> <li>・ 船員労働統計調査</li> <li>・ 内航船舶輸送統計調査</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国勢調査</li> <li>・ 事業所・企業統計調査</li> <li>・ 住宅・土地統計調査</li> <li>・ 就業構造基本調査</li> <li>・ 全国物価統計調査 (他 , , )</li> <li>・ 全国消費実態調査</li> <li>・ サービス業基本調査</li> <li>・ 農林業センサス (他 )</li> <li>・ 漁業センサス (他 , , )</li> <li>・ 工業統計調査(他 )</li> <li>・ 商業統計調査 (他 , , )</li> <li>・ 商工業実態基本調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人土地基本調査 (他 )</li> <li>・ 建築着工統計調査</li> <li>・ 建設工事統計調査 (他 , , )</li> <li>・ 地方公務員給与実態調査(他 )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石油製品需給動態統計調査</li> <li>・ 科学技術研究調査</li> <li>・ 特定機械設備統計調査</li> <li>・ 鉄道車両等生産動態統計調査(他 )</li> <li>・ 経済産業省特定業種石油等消費統計調査 (他 )</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校基本調査 (他 , , )</li> </ul>		

注) 1 調査の流れについては、主要な流れに区分しつつ、他の流れがある場合には( )に示した。  
 2 調査名における網かけ部分( )は、調査員調査を示す。  
 3 平成20年4月時点における55指定統計調査について整理した。



## 統計専任職員費制度について（概要）

国の大規模な統計調査の実施に当たっては、地方公共団体（都道府県、市町村）を地方統計機構として活用。

このうち都道府県では、国の統計調査を的確に実施するために統計主管課を設置し、統計主管課には、国の統計調査に従事する統計専任職員を配置（平成20年度：全国で2,060人）。

国は、これらの統計専任職員の配置に係る経費として、「統計調査事務地方公共団体委託費」を都道府県に交付（平成20年度予算額：約118億円）。

なお、厚生労働省においても、保険統計及び社会福祉統計専任職員を配置。

## 【 1 根拠規定】

## 統計法(昭和二十二年法律第十八号)

第18条 政府が行う指定統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。

統計法施行令別表において、調査ごとに、地方公共団体のどの機関に、どのような事務を行うか規定。

## 統計法(平成十九年法律第五十三号)

第16条 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。

政令については、平成21年春の全面施行に向けて策定中。

## &lt; 規定の趣旨等 &gt;

基幹統計調査は、全国的に実施され、かつ報告を求められる者の数が非常に多い場合も少なくないことから、国の職員のみで実施することは、物理的にも時間的にも不可能。

仮に統計調査員を設置して実施する場合、統計調査員の数が膨大になるだけでなく、その設置事務や連絡・指導を国の職員だけで行うことは困難。

一方、基幹統計調査は、全国的に実施されることから、その結果は、都道府県単位でも集計され、各地方公共団体の施策遂行の基礎資料として重要な役割を果たすもの。

## 【 2 統計調査事務地方公共団体委託費の交付根拠】

地方統計機構整備要綱（昭和22年7月11日 閣議決定）（抄）

### 二 方針

- 1 国の必要に基いて行う統計調査は、一貫して国の直接の監督の下に、国の経費を以て行うのを原則とし、統計の真実性と統一性を確保する。
- 2 これがため、地方に、統計官及び全額国庫支弁の統計主事又は統計事務に従事する専任の吏員を配置し、各庁の行うセンサスの調査の事務を一括して行わしめる。

地方財政法（抄）

（地方公共団体が負担する義務を負わない経費）

第10条の4 専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。

- 二 国が専らその用に供することを目的として行う統計及び調査に要する経費

## 【 3 委託費の交付対象となる統計専任職員】

- 地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項に基づく条例で定められた定数内の職員であって、かつ統計主管課に専任する者。

## 【 4 都道府県統計専任職員定数の推移】

(単位:人)

年 度	統計専任職員定数	削減数	摘 要
昭和22～23	5,030		
24	4,345	685	欠員率を基にした国の行政整理
25	3,910	435	国の行政整理
26			
27	3,714	196	国の行政整理
28			
29	3,528	186	} 国の10%行政整理(昭和29年度)に伴い、地方統計 職員も29、30年の2年分に分けて8%の削減
30	3,417	111	
31			
32	3,233	184	国庫補助職員全体の削減の一環
33～42			
43	3,201	32	} 第一次定員削減 5% (昭和43～46年度) 161人
44	3,158	43	
45	3,115	43	
46	3,072	43	
47	3,094	22	} 沖縄復帰に伴う増員73人、 第二次定員削減 5% (昭和47～49年度) 153人
48	3,043	51	
49	2,992	51	
50	2,957	35	} 第三次定員削減 2.4% (昭和50～51年度) 71人
51	2,921	36	
52	2,898	23	} 第四次定員削減 2.4% (昭和52～54年度) 69人
53	2,875	23	
54	2,852	23	
55	2,829	23	} 第五次定員削減 1.68% (昭和55～56年度) 47人
56	2,805	24	
57	2,777	28	} 第六次定員削減 5% (昭和57～61年度) 140人
58	2,749	28	
59	2,721	28	
60	2,693	28	
61	2,665	28	} 第七次定員削減 5% (昭和62～平成3年度) 133人
62	2,638	27	
63	2,611	27	
平成元	2,584	27	} 第八次定員削減 4.52% (平成4～8年度) 114人
2	2,558	26	
3	2,532	26	
4	2,509	23	
5	2,486	23	
6	2,463	23	
7	2,440	23	
8	2,418	22	
9	2,398	20	} 第九次定員削減 3.31% (平成9～12年度) 80人
10	2,378	20	
11	2,358	20	
12	2,338	20	
13	2,314	24	} 定員削減 5.09% (平成13～17年度) 119人
14	2,290	24	
15	2,266	24	
16	2,242	24	
17	2,219	23	
18	2,146	73	} 新たな定員削減(17～21年度で10%225人を削減予定)
19	2,103	43	
20	2,060	43	
21			

都道府県統計主管課(部) 正規職員の平均年齢等の推移 (昭和63年～平成19年)

年月	区分	平均年齢 (全国)	対前年 増 減	昭和58年を基 準とした増減	50歳以上の 職員が占め る割合	平均年齢が 40歳以上の 都道府県数	都道府県別平均年齢		参 考 都道府県 職員平均
							最 高	最 低	
昭和	58.4	37.5歳			21.4%	14県	42.8歳(青森県)	32.8歳(岐阜県)	38.8歳
	63.4	37.3歳	0.2歳	0.2歳	18.4%	9県	45.0歳(沖縄県)	31.8歳(佐賀県)	39.5歳
平成	5.4	36.0歳	1.3歳	1.5歳	14.2%	4県	47.5歳(沖縄県)	30.4歳(岐阜県)	39.4歳
	10.4	37.1歳	1.1歳	0.4歳	15.8%	5県	43.0歳(沖縄県)	31.3歳(岐阜県)	40.7歳
	11.4	37.5歳	0.4歳	±0歳	18.2%	7 県	43.7歳(和歌山県)	31.7歳(岐阜県)	
	12.4	38.4歳	2.4歳	0.9歳	20.1%	11県	49.0歳(千葉県)	33.1歳(岐阜県)	
	13.4	38.6歳	0.2歳	1.1歳	21.5%	12県	43.8歳(和歌山県)	34.2歳(新潟県)	
	14.4	39.3歳	0.7歳	1.8歳	23.4%	16県	44.9歳(東京都)	34.9歳(岐阜県)	
	15.4	39.7歳	0.4歳	2.2歳	24.5%	19県	45.8歳(青森県)	34.9歳(岐阜県)	42.4歳
	16.4	40.2歳	0.5歳	2.7歳	24.2%	24県	44.7歳(青森県)	35.3歳(岐阜県)	42.6歳
	17.4	40.7歳	0.5歳	3.2歳	25.7%	29県	45.4歳(大分県)	35.2歳(新潟県)	43.0歳
	18.4	41.4歳	0.7歳	3.9歳	27.3%	31県	47.0歳(石川県)	35.5歳(福井県)	43.3歳
	19.4	42.0歳	0.6歳	4.5歳	27.6%	34県	47.1歳(石川県)	35.0歳(新潟県)	

- (注) 1 「都道府県統計機構等の現況」及び「平成18年地方公務員給与の実態」による。  
2 各年4月1日現在。なお、「参考」欄は、一般行政職の平均。

都道府県統計主管課(部)正規職員の統計事務経験年数別構成比の推移(昭和26年～平成19年)

年月	区分	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上
	昭和	26.4	15.0%	15.0%	25.0%	28.0%	7.0%	6.0%	4.0%	
	30.6	12.6%	13.0%	11.1%	6.5%	6.7%	45.3%	4.8%		
	35.12	18.3%	16.9%	12.5%	10.3%	7.1%	14.6%	20.3%		
	40.4	17.9%	19.5%	12.6%	9.7%	8.7%	17.0%	5.3%	8.4%	0.9%
	45.4	24.5%	15.3%	14.6%	10.1%	7.3%	15.3%	4.9%	3.0%	5.0%
	50.4	18.3%	18.1%	15.8%	12.5%	7.0%	16.9%	4.9%	2.9%	3.7%
	55.4	23.2%	16.4%	15.6%	13.4%	7.2%	14.3%	4.5%	1.9%	3.5%
	60.4	23.2%	23.6%	15.2%	11.2%	5.9%	12.8%	3.8%	1.9%	2.3%
平成	2.4	27.2%	23.0%	18.4%	11.0%	5.7%	9.1%	2.8%	1.3%	1.7%
	7.4	27.4%	25.0%	20.5%	10.9%	5.3%	6.4%	2.4%	1.0%	1.1%
	12.4	31.0%	23.7%	19.7%	11.1%	5.1%	6.1%	1.4%	0.9%	0.9%
	13.4	30.4%	26.8%	18.2%	9.8%	4.6%	6.3%	2.0%	0.9%	0.9%
	14.4	30.4%	27.9%	20.9%	9.0%	3.7%	5.4%	1.4%	0.7%	0.6%
	15.4	25.8%	27.1%	21.8%	12.9%	4.5%	5.7%	1.1%	0.5%	0.5%
	16.4	31.7%	23.2%	20.7%	11.6%	5.8%	5.3%	0.8%	0.4%	0.6%
	17.4	28.6%	28.2%	18.1%	10.3%	6.7%	6.0%	1.3%	0.3%	0.5%
	18.4	29.6%	25.6%	22.4%	9.6%	4.7%	6.4%	1.0%	0.3%	0.5%
	19.4	26.6%	27.6%	20.4%	12.6%	3.8%	7.5%	0.8%	0.3%	0.5%

## 市 町 村 統 計 機 構

## ( 1 ) 市町村統計担当職員の推移

市町村の統計担当職員は、市町村合併の進展、地方公共団体の行財政改革の推進を受けて、この10年間に3割以上の減少。

統計調査事務と同様に、業務に波動性のある選挙事務を兼務しているケースが多く、調査実施時期と選挙期間が重複した場合には、要員の確保が困難。

市町村統計機構の弱体化は、都道府県の審査事務等にも影響。

(単位：人)

年度 \ 区分	専 担	兼 務	計
平成10	1,808 (100)	10,161 (100)	11,969 (100)
平成11	1,735 (96.0)	10,300 (101.4)	12,035 (100.6)
平成12	2,002 (110.7)	10,288 (101.2)	12,281 (102.6)
平成13	1,722 (95.2)	10,396 (102.3)	12,118 (101.2)
平成14	1,636 (90.5)	10,399 (102.3)	12,035 (100.6)
平成15	1,495 (82.7)	10,489 (103.2)	11,984 (100.1)
平成16	1,705 (94.3)	10,386 (102.2)	12,091 (101.0)
平成17	2,047 (113.2)	8,652 (85.1)	10,699 (89.4)
平成18	1,503 (83.1)	6,918 (68.1)	8,421 (70.4)
平成19	1,340 (74.1)	6,819 (67.1)	8,159 (68.2)

(注) 各年度4月1日現在。

地方統計機構の人員・体制の推移（昭和63年～平成19年度）

	都道府県統計主管課の正規職員数	市区町村職員数		専担課係を設置している市区町村数		専担課係を設置していない市区町村数	市(区)町村数 (東京都特別区数を含む。)	
		うち専任	うち兼任	うち専担課	うち専担係			
昭和63年 (1988)	2,713 (100)	12,272 (100)	2,135 (100)	10,137 (100)	22 (100)	2,887 (100)	473 (100)	3,268 (100)
平成10年 (1998)	2,439 (89.9)	11,969 (97.5)	1,808 (84.7)	10,161 (100.2)	12 (54.5)	439 (15.2)	2,804 (592.8)	3,255 (99.6)
平成15年 (2003)	2,318 (85.4)	11,984 (97.7)	1,495 (70.0)	10,489 (103.5)	14 (63.6)	357 (12.4)	2,993 (632.8)	3,214 (98.3)
平成16年 (2004)	2,252 (83.0)	12,091 (98.5)	1,705 (79.9)	10,386 (102.5)	16 (72.7)	369 (12.8)	2,876 (608.0)	3,123 (95.6)
平成17年 (2005)	2,264 (83.5)	10,699 (87.2)	2,047 (95.9)	8,652 (85.4)	17 (77.3)	404 (14.0)	2,137 (451.8)	2,418 (74.0)
平成18年 (2006)	2,144 (79.0)	8,421 (68.6)	1,503 (70.4)	6,918 (68.2)	18 (81.8)	395 (13.7)	1,584 (334.9)	1,843 (56.4)
平成19年 (2007)	2,137 (78.8)	8,159 (66.5)	1,340 (62.8)	6,819 (67.3)	12 (54.5)	361 (12.5)	1,619 (342.3)	1,827 (55.9)

- (注) 1 「都道府県統計機構の現況」より作成。  
 2 各年4月1日現在。  
 3 都道府県統計主管課の正規職員数には、県費職員を含む。  
 4 「専担課係を設置している市区町村数」欄及び「専担課係を設置していない市区町村数」欄には、政令指定都市の行政区を含むため、「市(区)町村数(東京都特別区数を含む。)」とは一致しない。

## 統計調査員の概要

### 統計調査員の法的位置付け

< 統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 12 条第 1 項 >

政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、その行う指定統計調査のために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

### 統計調査員の仕事

調査員事務打合せ会（説明会）への出席  
 担当調査区の範囲と調査対象の確認  
 調査票の配布と記入依頼（記入の仕方の説明）  
 記入された調査票の回収  
 集めた調査票の検査・整理  
 調査票などの調査関係書類の提出

### 統計調査員の身分

統計調査員は、調査の都度任命される非常勤の公務員。統計調査員の身分は、任命権者により異なる。

国（大臣又は国の機関の長）が任命する統計調査員 ⇨ 一般職の非常勤の国家公務員  
 都道府県知事が任命する統計調査員 ⇨ 特別職の非常勤の地方公務員

### 統計調査員の報酬

統計調査員には、調査活動に従事した対価として、法律又は条例の規定に基づき、報酬（統計調査員手当）が支給。

統計調査員手当は、統計審議会答申（昭和 39 年 7 月 24 日）を踏まえ、毎年、関係省間の協議の下に統一要求を行い、統一予算単価が決定。（平成 20 年度日額単価：6,800 円）

### 統計調査員の災害補償

統計調査員は、非常勤の国家公務員又は地方公務員であり、任命期間中に災害（交通事故等）に遭った場合には、法律又は条例の規定に基づき、公務災害補償が適用。

都道府県が行った補償については、統計調査員公務災害補償費交付要綱（昭和 46 年 3 月 22 日行政管理庁長官決定）に基づき、国から都道府県に交付（補填）。



## 現行の指定統計調査における調査員調査の状況

○ 現在実施されている指定統計調査（55調査）のうち、調査員調査を導入しているものは32調査。

このうち、調査員調査のみで実施しているものは13調査。

調査員数区分	該当指定統計調査（調査員数）
10万人以上	国勢調査（約90万人）住宅・土地統計調査（約10万人）
1万人以上10万人未満	就業構造基本調査（約4万人）
1,000人以上1万人未満	労働力調査（約3,000人）毎月勤労統計調査・特別調査（約2,200人）港湾調査（約1,400人）国民生活基礎調査（約8,000人）全国消費実態調査（約8,000人）全国物価統計調査（約3,000人）社会生活基本調査（約8,000人）
1,000人未満	小売物価統計調査（約800人）家計調査（約700人）個人企業統計調査（約200人）

【第4WG第7回会合（平成20年4月16日） 資料2 - 6】

調査員調査と郵送調査の主なメリット・デメリット等

	調査員調査	郵送調査
調査方法	調査対象に、統計調査員が訪問して調査する方法	調査票を調査対象に郵送し、調査対象自身に記入・返送してもらう調査方法
主なメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査票の回収率が高くなる。</li> <li>・ 調査事項が多少複雑でも、また量が多くても調査が可能</li> <li>・ 質問の内容を相手に理解させることができるため正確に記入してもらえらる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広い地域にわたる調査が容易。</li> <li>・ 調査員や特別の調査組織を必要としない。</li> <li>・ 面接調査では答えにくい内容の事項でも調査が可能。</li> <li>・ 比較的経費がかからない。</li> </ul>
主なデメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査員が多数必要であるため、経費がかかる。</li> <li>・ 調査員の選任、指導の事務がある。</li> <li>・ 調査員による質問のゆがみや、誘導が起こりやすい。</li> <li>・ 相手が不在の場合、面接できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回収率が確保しにくい。回収率を上げるためには督促が必要であり、回収までの時間もかかる。</li> <li>・ 複雑な質問や多量の質問はできない。</li> <li>・ 無回答から起こる誤差が大きくなる可能性がある。</li> <li>・ 質問の内容を誤解することにより誤答が多くなる。</li> <li>・ 調査対象者と回答者が異なる可能性がある。</li> <li>・ 正確な母集団名簿が必要。</li> </ul>

（注）本表は「統計実務基礎知識」（総務省政策統括官（統計基準担当）監修）等に基づき作成。

## 統計調査員確保対策事業の概要

## 1 事業の目的・変遷等

国が実施する統計調査に際して、統計調査員の選任が困難となっている現状を改善するため、あらかじめ統計調査員希望者を登録し、統計調査員の確保に資するとともに、その資質の向上を図るため、昭和47年に創設。

当初の事業対象区域（東京都、愛知県及び大阪府）を順次拡大し、平成2年度以降は、人口5万人以上の市・町（平成19年度現在574。東京都の特別区を含む。）を対象。

## 2 事業の概要

## 統計調査員希望者の登録

「事業所・企業統計調査」の調査区数の2分の1を目標値（登録基準数。平成19年度97,389人）とする統計調査員希望者の登録（平成18年度末で約11万人）。

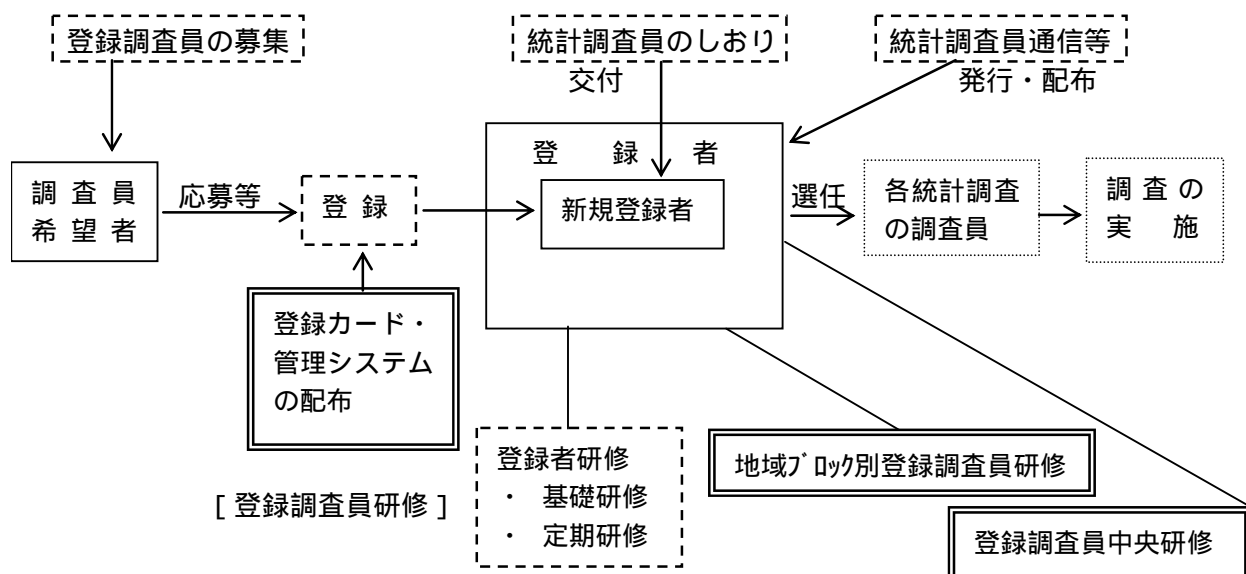
登録は、事業対象市町及び一部の都道府県で実施。

## 事業の内容

登録調査員に対する統計調査員通信等の配布、新規登録調査員に対する「統計調査員のしおり」の交付。

国及び事業対象市町における各種研修会の開催等を通じた資質向上。

## 【事業イメージ図】



注1) —— 内は、政策統括官（統計基準担当）が実施する事業である。

注2) - - - - 内は、都道府県及び事業対象市町が実施する事業である。

### 都道府県別新規登録者数の割合

平成18年度の新規登録率（登録基準数に対する新規登録者の割合）をみると、平均で15.4%、最大38.2%（山梨県） 最小2.2%（徳島県）と都道府県によって区々。

ただし、新規登録者数には、市町村合併により、新に対象区域となった市町の登録者も含まれる。

新規登録者に対する比較的若い層（40歳以下）の登録者数の割合をみると、平均で14.2%、最大31.4%（山口県） 最小1.7%（岩手県）と都道府県によって区々となっており、必ずしも新規登録率と整合しない面も。

	登録基準数に対する 新規登録者の割合	新規登録者に対する比較的若い層 （40歳以下）の登録者数の割合
30%以上	岩手県、福島県、山梨県、熊本県	山口県
20%以上 30%未満	茨城県、群馬県、長野県、富山県、奈良県、鳥取県、香川県、佐賀県、長崎県、鹿児島県	静岡県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、和歌山県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、宮崎県、鹿児島県
10%以上 20%未満	青森県、宮城県、秋田県、新潟県、埼玉県、千葉県、静岡県、岐阜県、愛知県、福井県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、大分県、宮崎県、沖縄県	宮城県、山形県、新潟県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、富山県、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、岡山県、高知県、佐賀県、熊本県、大分県、沖縄県
10%未満	北海道、山形県、栃木県、東京都、神奈川県、石川県、三重県、京都府、大阪府、山口県、徳島県、高知県	北海道、青森県、岩手県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、長野県、福井県、鳥取県、島根県、徳島県

### 比較的若い層（40歳以下）の登録経緯

平成18年度において40歳以下の新規登録者が50人以上となっている15都府県のうち、当該都府県内で40歳以下の新規登録者が5人以上となっている80区市の1,147人を対象に実態を調査したところ、推薦によるものや経験者が過半数。

調査員・市町村職員・自治会等の推薦によるもの：368人（32.1%） 調査員経験者：226人（19.7%） 公募によるもの：223人（19.4%） 本人からの申し込みによるもの：171人（15.9%）など。

また、80市区の担当者は、応募理由（複数回答）として、 空き時間の活用（53市区）、 報酬（47市区）、 ボランティア（12市区）等と回答。

# 統計調査員の量・質の確保・向上に関するガイドラインの概要

## ガイドライン策定の背景等

### 背景・現状

統計調査の内容が複雑化、調査環境の悪化

量的な問題：大規模な周期統計調査における統計調査員の不足

質的な問題：比較的若い統計調査員の新規登録者が少ない。

面接技法等に習熟した統計調査員の不足。

事務処理を的確にこなせる統計調査員の不足

### 具体的方策：ガイドラインの作成

手続：地方公共団体と協議

内容：登録調査員の登録・抹消基準

登録調査員の管理方法・研修方法

統計調査員の安全対策

## ガイドラインの内容等

ガイドラインの目的 地方公共団体において、統計調査員の量・質の確保・向上を図るための取組の推進する際の参考に資すること。

内容の構成 我が国の統計調査員制度について  
統計調査員の量・質の確保・向上について

がメインであるが、統計調査員の量・質の確保・向上を図るための取組を推進していく上で、統計調査員に対する理解や認識を深めることが必要不可欠であると考えられることから、最初に導入として、我が国の統計調査員制度について概観する構成にしているもの。

## 我が国の統計調査員制度について

- 1 統計調査員制度の沿革
- 2 現行の統計調査員制度の概要
  - (1) 統計調査員の法的位置付け
  - (2) 統計調査員の身分
  - (3) 統計調査員の報酬（統計調査員手当）
  - (4) 統計調査員の災害補償
  - (5) 統計調査員の表彰制度
  - (6) 統計調査員確保対策事業
    - ア 統計調査員確保対策事業の経緯等
    - イ 統計調査員確保対策事業の内容

統計調査員に対する理解・認識を深めることが、統計調査員の量・質の確保・向上に取組む上で必要不可欠

## 統計調査員の量・質の確保・向上について

- 1 統計調査員の確保方策
  - (1) 統計調査員の役割についての広報
  - (2) 統計調査員の募集等
  - (3) 登録希望者に対する面接の実施等
  - (4) 統計調査員の計画的な確保に資する情報提供
- 2 登録調査員の登録・抹消基準の設定
- 3 登録調査員の管理方策
- 4 登録調査員に対する研修方策等
  - (1) 登録調査員に対する基礎的知識の付与等
  - (2) 登録調査員を対象とする研修内容・方法の充実
- 5 統計調査員の活動状況についての評価の実施
- 6 統計調査員の安全対策

## 最近の公務員制度改革と統計人材の確保・育成について

### これまでの経緯概略

「公務員制度改革について」(平成 19 年 4 月 24 日閣議決定)を踏まえ、総理の下に「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」が置かれ、同懇談会において、採用から退職までの公務員の人事制度全般の課題についてパッケージとしての検討がなされた。

同懇談会は平成 20 年 2 月に報告書を提言し、4 月に国家公務員制度改革基本法案が国会提出されたところである。

### 公務員制度改革の概要

国会提出された国家公務員制度改革基本法案における制度改革のポイントは以下のとおり。

大臣による指揮監督をより効果的なものとするための規律の導入等

府省横断的な職員育成・活用等のための内閣人事庁の設置等

採用試験の抜本的見直し等による多様な人材の登用等

官民人材交流の推進等

国際競争力の高い人材の確保と育成

職員の倫理の確立と信賞必罰の徹底

能力及び実績に応じた処遇の徹底

労働基本権の検討

懇談会報告書及び基本法案における専門性に係る記載は別紙のとおり。

## 「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会報告書(2008年2月5日) (抄)

### ・新制度の概要

#### 1. 議院内閣制にふさわしい公務員の役割

##### (3) 内閣一元管理

官僚主導から脱却し、大臣の任命権を十全に発揮できるようにするとともに、縦割り行政の弊害を除去し、各府省横断的な人材の育成・活用を行うため、内閣一元管理システムを導入する。

具体的には、内閣人事庁において、以下を行う。

- A. 総合職試験合格者からの採用、各府省への配属
- B. 幹部候補育成課程(仮称)に関する統一的な基準作成や運用管理
- C. 各府省横断的な人材登用に活用するための幹部・幹部候補の履歴管理と幹部人事の調整
- D. 指定職への任用に際しての適格性審査
- E. 職員の希望に基づく府省間異動(転籍)の調整
- F. 公募制や官民交流の推進

#### 2. 多様な能力、技術、経験を持つ人材の採用、育成、登用

##### (1) 学業終了時点での採用

採用試験に基づき、幹部候補を事実上固定化するような「キャリア・システム」は廃止する。このため、現行の・・・種試験等の種類を廃止し、新たな採用試験制度を構築する。

院卒者及び大卒者の資格試験は、A.一般職、B.専門職、C.総合職(事務系・技術系)の3種類とする。高卒者試験はA.一般職、B.専門職とする。

総合職の志願者は、志望する勤務機関を示す。内閣人事庁は志願者の志望と各府省の人材ニーズなどを斟酌して、一括採用し、各府省に配属する。

##### (4) 幹部職員等の育成と選抜の制度

###### 2) 幹部候補の育成

上記の能力と倫理を有する幹部職員を確保するため、幹部候補を総合的計画的に育成する人事・選抜制度(幹部候補育成課程(仮称))を導入する。課程は、幅広い視野、高い専門性やマネジメント能力などを養う機会(注)を一定期間において計画的かつ集中的に付与することを目的とする。(注:立案能力やマネジメント能力等を育成・発揮できるポストへの配属等)

「幹部候補の選抜」 幹部候補育成課程への選抜は、採用後、2年程度の働きぶりを評価して行う。

総合職試験採用者で幹部候補育成課程に在籍する者も、勤務状況によっては、課程から外れる。本人の意志による転換も当然ありうる。

一般職試験、専門職試験採用者についても、採用後数年間の職務経験を経て、本人の志望と人事評価により幹部候補育成課程に選抜される。

「10年再配置」 おおむね採用後10年を経た時期に、全員の再評価、再配置を行う。この際、各人は10年の経験と社会変化、自己に対する評価等を考慮して「志望」を出し直すことができる。その後の配置は、本人の志望と各府省の需要に基づき、内閣人事庁が調整する。

内閣人事庁は幹部候補育成課程に関する統一的な基準作成や運用管理を行う。

### 3) 本省管理職以上の人事管理

本省管理職以上への任用に関して、内閣人事庁は、人事の調整を行い、指定職以上への任用については、内閣人事庁において、適格性審査を行う。

## 7. 国家公務員の人事管理に関する責任体制の確立

### (1) 内閣人事庁(仮称)の創設

国家公務員の人事管理について、政府を代表して国民に対し説明責任を負う機関として、国務大臣を長とする「内閣人事庁(仮称)」を設ける。内閣人事庁は、総合職の採用・配属、幹部候補育成課程の運用管理、本省管理職以上の人事の調整、指定職の適格性審査などの一元管理等を行う。

上記の事務を実効的に実施するため、総務省人事・恩給局、人事院の中央人事行政に関する部門等の関連する機能を「内閣人事庁」に統合する。その際、組織が肥大化しないように十分留意する。

## 国家公務員制度改革基本法案(概要)(2008年4月4日国会提出版)(抄)

### 2. 国家公務員制度改革の基本理念等

#### (2) 改革の実施及び目標時期等

イ 政府は、3に定める基本方針に基づき国家公務員制度改革を行うものとし、このために必要な措置について、この法律の施行後五年以内を目途として講ずる。この場合において、必要となる法制上の措置について、この法律の施行後三年以内を目途として講ずる。

### 3. 国家公務員制度改革の基本方針

#### (1) 議院内閣制の下での国家公務員の役割等

ロ 政府は、職員の育成及び活用を府省横断的に行うとともに、幹部職員及び管理職員(以下「幹部職員等」という。)について、適切な人事管理を徹底するため、次に掲げる事務を内閣人事庁において一元的に行うこととするための措置を講ずる。

総合職試験の合格者からの採用及びこれに伴う各府省への配置の調整

(2) 八の幹部候補育成課程に関する統一的な基準の作成及び運用の管理

(2) 八の幹部候補育成課程の対象者(以下「課程対象者」という。)に対する研修のうち政府全体を通ずるものの企画立案及び実施

課程対象者の府省横断的な配置換えに係る調整

管理職員の府省横断的な配置換えに係る調整

幹部職員に係る適格性の審査及び候補者名簿の必要に応じた作成その他の各大臣が人事を行うに当たっての情報提供、助言等の支援

国家戦略スタッフに充てられている職員の管理

幹部職員等、課程対象者及び総合職試験合格者からの採用者の人事に関する情報の管理

(2) 二の目標の設定等を通じた公募による任用の推進

官民の人材交流の推進

#### (2) 多様な人材の登用等

イ 政府は、採用試験について、多様かつ優秀な人材を登用するため、次の措置を講ずる。

現行の採用試験の種類及び内容を抜本的に見直し、次のとおりとする。

a 総合職試験政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを重視する試験

b 一般職試験的確な事務処理能力を有するかどうかを重視する試験



c 専門職試験特定の行政分野の専門的な知識を有するかどうかを重視する試験の措置に併せ、次の採用試験を行う。

a 院卒者試験大学院の課程を修了した者等を対象とした採用試験

b 中途採用試験係長以上の職への採用を目的とした採用試験

ロ 政府は、職員の職務能力の向上を図るため、研修等の能力開発の成果を人事評価に反映させるとともに、自発的な能力開発を支援するための措置を講ずる。

ハ 政府は、管理職員の職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を総合的かつ計画的に育成するための仕組み（幹部候補育成課程）を整備する。なお、課程対象者であること又はあったことによって、管理職員への任用が保証されるものとはならず、職員の採用後の任用は、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。

課程対象者の選定は、採用後、一定期間の勤務経験を経た職員の中から、本人の希望及び人事評価に基づいて随時行う。

課程対象者については、人事評価に基づき、引き続き課程対象者とするかどうかを定期的に判定する。

課程対象者に対し、管理職員に求められる能力の育成を目的とした研修を行う。

課程対象者に対し、国の複数の行政機関等における多様な勤務の機会を付与する。

ニ 政府は、幹部職員等に関し、その職責を担うにふさわしい能力を有する人材を確保するため、次の措置を講ずる。

幹部職員等の役割及び職業倫理を明確に示し、これらを人事評価の基準とする。

公募に付する幹部職員等の職の数について目標を定める。

ホ 政府は、高度の専門性が求められる職に充てる人材を国の行政機関の内外から登用し、その能力を十分に発揮させるため、兼業及び給与の在り方を見直し、必要な措置を講ずる。

### (3) 官民の人材交流の推進等

政府は、官民の人材交流を推進するとともに、官民の人材の流動性を高めるため、現行の制度を抜本的に見直し、次の措置を講ずる。

官民交流法に規定する人事交流について、手続の簡素化及び対象の拡大等を行う。

課程対象者に民間企業その他の法人の勤務機会を付与するよう努め、そのための措置を講ずる。

給与、退職手当、年金その他の処遇を見直し、必要な措置を講ずる。

### (4) 国際競争力の高い人材の確保と育成

政府は、国際社会の中で国益を全うし得る高い能力を有する人材を確保及び育成するため、次の措置を講ずる。

国際対応に重点を置いた採用を行うための措置を講ずる。

課程対象者に国際機関での勤務等の機会を付与するよう努め、そのための措置を講ずる。

### (7) 内閣人事庁の設置

政府は、次に定めるところにより内閣人事庁を設置するものとし、このために必要な法制上の措置について、この法律の施行後一年以内を目途として講ずる。

内閣人事庁は、政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について、国民に対する説明責任を負うとともに、(1)ロに掲げる事務及びこれらに関連する事務を所掌する。

総務省、人事院その他の国の行政機関が国家公務員の人事行政に関し担っている機能について、内閣人事庁がその担う機能を実効的に発揮する観点から必要な範囲で、内閣人事庁に移管する。

内閣人事庁の長は、内閣官房長官をもって充てる。

# 平成20年度 統計研修課程一覧

資料 9 - 2

研修課程		研修期間 <small>年表示(20年、21年)省略</small>		定員 (名)	研修概要	
本科		9月4日(木)～12月9日(火)	3か月	30	各種行政施策の企画・立案、評価に必要な統計の知識・理論、分析手法の習得と広範な応用力の養成を目的とする総合研修課程	
専科	調査設計・分析	5月26日(月)～6月20日(金)	1か月	30	統計の基礎理論、統計調査・意識調査等の企画・設計、人口・経済統計の分析等についての知識・技能の習得を目的とする課程	
	人口推計	7月28日(月)～8月1日(金)	1週間	36	各種基礎データを使用して、将来人口などの推計を行うための実践的な知識・技能の習得を目的とする課程	
	経済予測	8月4日(月)～8月8日(金)	1週間	36	各種経済統計データを使用して、経済予測を行うための実践的な知識・技能の習得を目的とする課程	
	表計算ソフトを用いた統計入門	春季	5月19日(月)～5月23日(金)	各1週間	36	表計算ソフト(Excel)を用いて、統計計算に必要な関数の使用方法と統計表・統計グラフ作成の基礎的手法の習得を目的とする課程
		夏季	7月7日(月)～7月11日(金)		36	
		秋季	10月27日(月)～10月31日(金)		36	
		冬季	2月2日(月)～2月6日(金)		36	
	表計算ソフトを用いた統計分析	夏季	9月29日(月)～10月3日(金)	各1週間	36	表計算ソフト(Excel)の統計計算に必要な関数の使用方法に習熟している職員を対象として、統計分析手法(回帰分析、主成分分析等)の習得を目的とする課程
		冬季	2月23日(月)～2月27日(金)		36	
	国民・県民経済計算	春季	6月2日(月)～6月6日(金)	各1週間	36	国民・県民経済計算と産業連関表の概要・推計方法及び国民・県民経済計算の分析手法の習得を目的とする課程
秋季		11月10日(月)～11月14日(金)	36			
産業連関表による経済波及効果分析		6月9日(月)～6月13日(金)	1週間	36	国民経済計算と産業連関表の概要・推計方法及び産業連関表による経済波及効果分析手法の習得を目的とする課程	
特別講座	一般職員課程	春季	各4日間	60	一般職員を対象として、業務に必要な統計の基礎的知識の習得を目的とする課程	
		冬季		60		
	中堅職員課程		10月20日(月)～10月23日(木)	4日間	60	中堅職員を対象として、業務に必要な統計の知識と行政の各部門における課題に対応した統計の活用方法の習得を目的とする課程
	短期集中課程	経済統計入門	1月26日(月)～1月28日(水)	3日間	60	国民経済計算、消費・物価統計などの経済統計の基礎的な知識・理論と分析手法の習得を目的とする課程
		G I S (地理情報システム)と地域分析入門	7月23日(水)～7月25日(金)	3日間	36	G I S (地理情報システム)に係る業務に従事する職員を対象として、統計G I Sの基礎知識とG I S基本ソフトによるデータ分析手法等の習得を目的とする課程
	行政評価のための統計的手法		11月25日(火)～11月28日(金)	4日間	36	行政評価に必要なとされる統計の基礎的な知識と理論、データ分析の手法の習得を目的とする課程
	統計調査基礎課程	通信研修<基礎> ・通信研修 (在職場研修) ・スクーリング	5・6・7・9・10・11月の各月 <sup>1)</sup> 9月、2月 <sup>2)</sup>	各15日間 各2日間	3)	新たに統計業務に従事する職員を対象として、職場のパソコンによる「インターネットを活用した研修」(通信研修)と「スクーリング」(集合研修)により、最も基本的な統計知識の習得を目的とする課程(通信研修のみの受講も可能)
通信研修<応用> ・通信研修 (在職場研修)		11月、2月 <sup>4)</sup>	各15日間	50	「統計調査基礎課程<基礎>」の「通信研修」のみを受講した職員等を対象として、統計の基本的な知識の補充を目的とする通信研修のみの課程	
地域統計研修		2月中旬～3月中旬	1日	70	近畿地域を中心とした府県等の職員を対象として、人口統計をテーマに、基本的な統計データの見方・利用の仕方、国勢調査の結果概要及び地域分析結果の利用方法等を学ぶ課程	
国際統計研修		6月18日(水)～7月23日(水)	毎週水曜日 (6日間)	10	統計に係る諸外国や国際機関等との対応業務に必要な専門知識・技能の習得を目的とする課程	

1) 【5月】12日(月)～30日(金) 【6月】10日(火)～30日(月) 【7月】10日(木)～31日(木) 【9月】1日(月)～22日(月) 【10月】1日(水)～22日(水) 【11月】8日(木)～29日(木)  
 2) 【9月】18日(木)、19日(金) 【2月】16日(月)、17日(火)  
 3) 【通信研修とスクーリング】各月20名 【通信研修のみ】各月30名  
 4) 【11月】4日(火)～25日(火) 【2月】6日(金)～27日(金)

## 政府統計に関する研究及び教育の方策に関して

東京大学情報理工学系研究科 竹村彰通

1. 研究組織に関して
  - 今後の調査環境の変化への対応, 大学との協力のベースとして研究組織が必要
  - アメリカのセンサス局の例 (Center for Economic Studies and the Research Data Centers) <http://www.ces.census.gov/>
  - 専任の研究スタッフ
  - プロジェクト型の研究: 公募型, 競争型が望ましい
  
2. 政府統計及び統計調査に関するより高度な教育体制
  - 短期的な研修: ミシガン大学における Summer Institute in Survey Research Techniques の例 <http://www.isr.umich.edu/src/si>
  - 政府統計関係者による大学および大学院での講義 (実績あり)
  - 修士課程の開設の検討. 専門職大学院でのコースという形もあり得る.
  
3. 初等中等教育における政府統計の活用
  - 指導要領の改訂に伴い統計教育の充実が検討されている. 実データを用いた教育が重要
  - Royal Statistical Society, Centre for Statistical Education の例 <http://www.rsscse.org.uk/>
  
4. 統計に関するニーズの把握
  - ユーザーグループ Royal Statistical Society のユーザーグループの例 <http://www.rss.org.uk/main.asp?page=1612>

## 「官」と「学」との新たな連携のあり方について

森 博美

### 趣旨

わが国では政府統計機関と統計研究者との間のいわゆる「官・学」連携は限定された領域にとどまり、諸外国にみられるような多方面にわたる協力関係は構築できていない。新統計法のもとで新たに導入される様々な仕組みがわが国の公的統計、統計制度の 21 世紀対応に向けて有効に機能するためにも官と学との新たな多角的連携関係の構築が重要である。

### 1. 「学」の側から貢献できると考えられる分野、機能

#### (1) 統計作成面

- ・ IT 技術を用いた調査法の開発、改善
- ・ 標本調査理論（プーリング、ローリングサンプリング etc.方式の可能性）
- ・ 不完全データのエデティング  
（調査の困難に伴うバイアスの補正が不可欠となる見通し）
- ・ マッチング技法
- ・ 加工統計の推計方法の改善提案

この分野については、個人ベースではすでに連携関係あり

#### (2) 統計利用面

〔統計情報の提供、保管〕

- ・ e-Stat による統計提供方法に関する改善提案
- ・ データのアーカイビングシステムに関する先行事例の調査・研究

〔二次利用〕

<手法面>

- ・ 匿名化の方法
- ・ ミクロアグリゲーションの可能性の検討

<制度面>

- ・ 個別調査の匿名データ作成に関する統計委員会審査への有識者としての参加
- ・ 提供システム構築に向けての助言（海外での提供方式に関する情報提供）

#### (3) 統計基準関連

- ・ 各種統計基準の改定動向の把握
- ・ 統計間の比較可能性の向上のためのメタ情報の整備

#### (4) 統計ニーズ把握の仕組み

〔ユーザーグループ〕

- ・ 個別統計の改善提案（調査法も含む）  
個別統計間の連携強化、比較可能性の向上のための提案  
関連する行政情報の利用特性の研究
- ・ User Manual の作成によるデータの有効性、正しい利用の推進  
cf. *Census User Manual, LS Data User Manual* (UK)

#### (5) 統計委員会が組織する公的統計見直し

- ・ 公的統計の第三者評価への有識者としての参加

## (6) 基本計画策定への基礎的情報の提供

- ・WG 等での審議のための海外統計事情の提供  
UN、EU、海外諸国におけるデータポリシー（統計の品質論の展開）の把握  
各国の統計制度の動向把握（法改正、各国の統計予算システム、人事配置）  
（21世紀の公的統計のイメージの構築に寄与）

## (7) 基本計画の実施状況のモニタリング

- ・評価グループへの有識者としての参加

## (8) 統計教育

- ・統計職員に対する専門教育  
PhD 付与のための大学院教育の仕組み構築の可能性
- ・初等、中等、高等教育機関における統計教育  
（データリテラシー、調査教育）

## 2. 組織

官と学との間のインターフェースとして、政府統計の作成、提供、利用面での改善のための情報交換の場を組織する。（例えば IAOS の国内版のようなものを想定）

### (1) 想定される構成メンバー

政府の統計職員、統計研究者、民間の統計利用者

### (2) 組織編成

コア組織と研究部会の二層構成

[コア組織]

< 組織 >

各研究部会の代表者から構成

< 想定される機能 >

- ・各研究部会の総合調整
- ・ユーザーグループから提出される統計ニーズの取りまとめ
- ・統計改善提言
- ・学会会議との連携
- ・統計関連諸学会との連絡窓口

[研究部会]

各分野（人口統計、企業統計、国民経済計算、IO、物価統計、国際統計制度 etc.）別に研究部会を設置し、研究者と政府統計関係者とが密接に連携を保ちつつ組織的に研究を行い、研究会等での意見交換を踏まえてその成果を統計や制度の改善に反映させる。

## 3. 学会側に求められる事項

- ・上記の諸分野に対応可能な人材の養成（特に、主要国の統計研究の専門家の養成の必要）
- ・政府統計に関心を持つ研究者間での研究分野の組織的分担の必要

【WG第3回会合（平成20年3月7日）資料4】

国際通貨基金

# 特別データ 公表基準

加入国及び利用者向けガイド

(仮訳)

(抜粋)

2007 年

## 公表前データに対する政府内部のアクセスを明らかにすること

7.14 この慣行は、政府内部ではあるが、データを作成している機関の外部にありながら、公表前データへのアクセス権を有する人物または指定される役職に従事する職員の一覧表示とこれらの人々がアクセスを得るスケジュールの報告を規定する。規定されるこの慣行は、政府が適切と見なす政府内部における公表前アクセスについて、その慣行に十分な透明性を与えつつ、それを措置することを意図している。この点で、慣行は国によって異なる。たとえ政府内部でも公表前にはデータの入手可能性を厳密に制限する国もあれば、そのような手続きは迅速かつ効果的な政府の対応を不当に制約し、有害であると見られている国もある。したがって、特定かつ統一的慣行について規定するよりも、S D D Sは必要な透明度を確保できる措置に重点を置く。

7.15 このような公表前アクセスの把握（つまり、「誰がいつ、何を知っているか」の報告書）は様々な形態を取る場合がある。この把握は例えば、一般の人々に対する短い通知または統計作成者の年次報告書、あるいはその両方に含むことができる。短い通知は以下のような線に沿って作成することができよう。

- ・ [機関名]のデータは限られた例外を除き、全ての利用者が同時に利用できるようになる。例外は「知る必要性」を基準とし、このような人々は公表日時の48時間前以降に新聞発表文（または関連資料）の写しを事前に受け取る。例外は以下の通り。政府首脳、中央銀行総裁、財務大臣等。
- ・ 加えて、他の大臣、政策顧問、そして知る必要性を基準として限られた数の政府職員及び中央銀行職員も発表日の[具体的に記載]時間前に秘密保持を条件として説明を受ける場合がある。

7.16 この例で強調していることは、この要素が不当な影響（政治的なものの可能性がある）または不当な政策主張の予防を意図していることにある。この手法は必要上初期の段階でまたは断片的にデータを見ることが多い作成機関の全ての統計家及びその他の職員のリストの作成を意味しているものではない。D S B Bへの掲載に際し、加入国は報告書の要約を示すか、より詳細な最新の一覧が得られる場所（例えば、データ作成者の広報室）を明らかにするものとする。

7.17 今述べたように政府内部のアクセスを明らかにするのは官庁統計とその作成機関を対象としたものであり、民間団体が作成したデータには適用されない。S D D Sが対象とする何らかのデータを作成する民間団体がそのような明らかにする情報を提供しなかったとしても、加入国はS D D Sを遵守していると考えられよう。D S B Bへの掲載において、加入国はメタデータ中で民間団体が作成したデータについて「該当せず」と注記することができよう。